

道 路 編 4 – 3

- 1 歩道等
(歩道及び自転車歩行者道)
- 2 歩道と車道が接する部分で歩行者が通行する部分
- 3 歩道等を横断する車両出入口
- 4 案内標識



道 路 編

1 歩道等（歩道及び自転車歩行者道）

整 備 基 準

- (1) 歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。
- ア 歩道等の舗装は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- イ 歩道等は縁石、防護策等により車道と明確に分離すること。
- ウ 歩道等に設置する排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないものとすること。
- (2) 公共交通機関の施設と視覚障がい者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他視覚障がい者の歩行が多い歩道等には、必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設することとし、色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合は、周囲の色と明度差の大きい色とすること。
- (3) 横断歩道橋及び地下横断歩道の階段及び傾斜路には、手すりを設けること。

整備基準の解説

○雨に濡れる場合も考慮し、滑りにくい仕上げとすること。

整備のポイント

整備の要点 (● : 整備基準 ○ : 考慮すべき事項)

図面
番号

1 歩道等の仕上げ

- 表面は滑りにくい仕上げとする。
- 縁石、ガードレール、植樹帯などにより明確に分離すること。
- 排水溝のふたは、つえや車いすのキャスターが落ち込まない構造とする。

1-1

1-2

1-2

2 線状ブロック等及び 点状ブロック等の敷設

- 必要に応じて、視覚障がい者へ配慮した線状ブロック等や点状ブロック等を敷設する。
- 弱視者に配慮し、色は、原則として黄色とする。ただし、これによりがたい場合は、周囲の色と明度差の大きい色とする。

1-1

1-1

3 横断歩道橋及び地下 横断歩道

- 階段及び傾斜路には、手すりを設ける。

基本的な考え方

道路における歩道等は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが安全に通行し目的の場所まで到達できるようになることが大切です。このためには、歩道等の幅を確保し、表面を滑りにくい構造とするなどの整備に努めることが必要です。

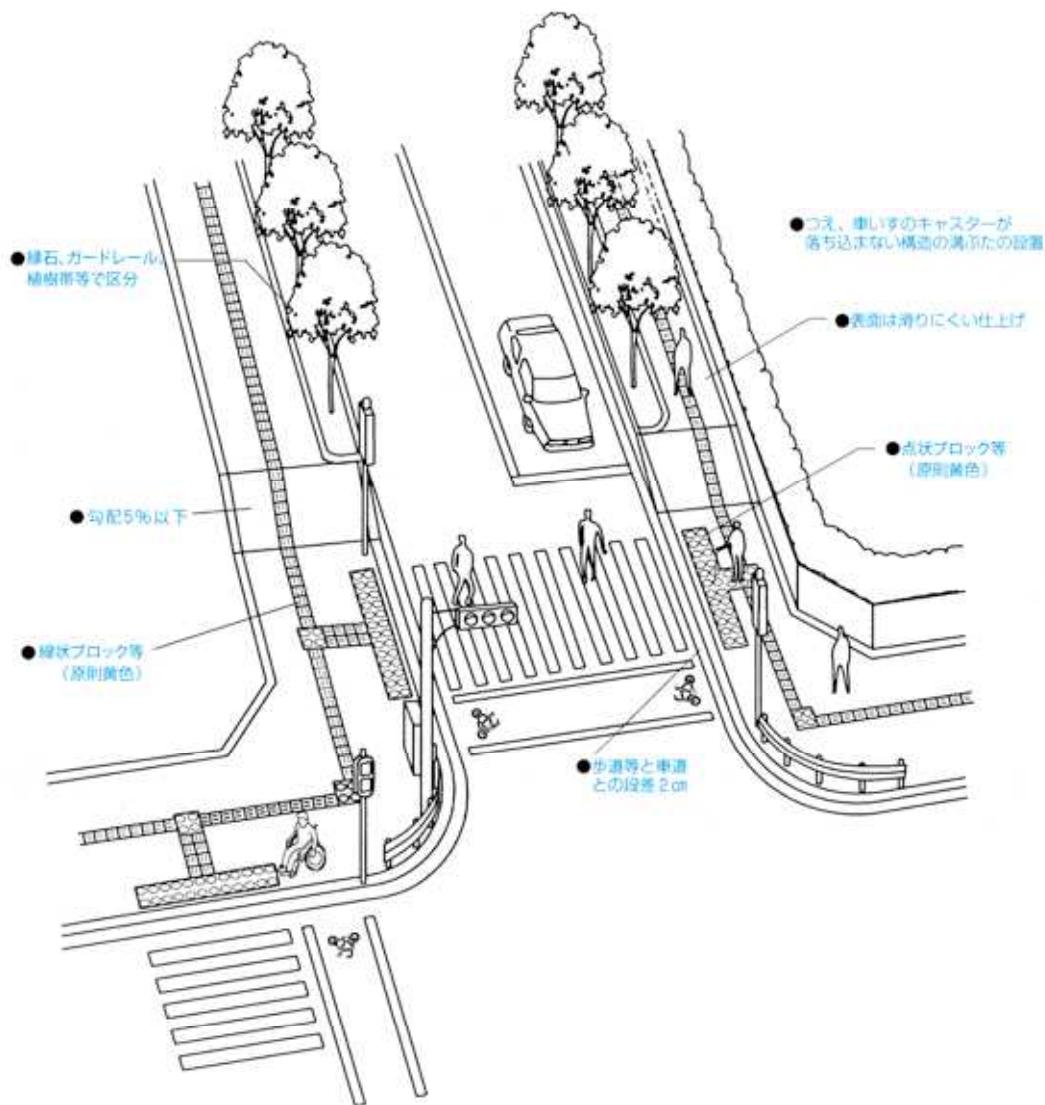
具体的な整備の例

整備の要点 (●: 整備基準 ○: 考慮すべき事項)

図面番号

■歩道の整備例

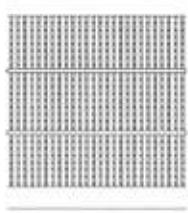
1-1



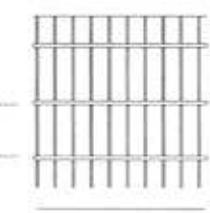
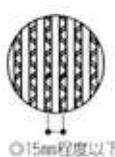
■排水溝のふた

1-2

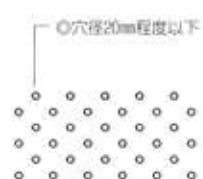
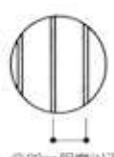
細目タイプ

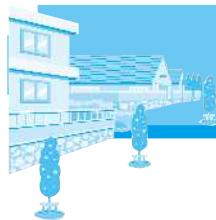


格子タイプ



丸穴あきタイプ





道 路 編

2 歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分

整 備 基 準

交差点及び横断歩道における歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分は、次に定める構造とすること。

- (1) 歩道等と車道との段差は、2cm とすること。
- (2) 歩道等の切り下げに伴うすりつけ部分の勾配は、5%以下とすること。
- (3) (1) に定める構造の段差と (2) に定める構造のすりつけ部分には水平区間を設けること。
- (4) 切下げ部分には、排水ますが位置しないよう配慮すること。

整 備 基 準 の 解 説

- 本項は、交差点等における横断歩道と接続する部分は、誰もが利用しやすい構造とすることを規定している。
- 「段差は、2 cm」とは、視覚障がい者は歩道等と車道との境界を認識でき、かつ、車いす使用者が通行できる高さである。
- 「水平区間」とは、車いす使用者が信号待ちなどの際に、安全に停止できるよう設けられたものである。
- 排水ますによって、つえや車いすのキャスターが滑らないように、排水ますの位置に配慮するように求めたものである。

整備のポイント

整備の要点 (● : 整備基準 ○ : 考慮すべき事項)

図面番号

1 歩道等と車道の段差

- 段差を2cmとする。

2-1~4

- 段には、丸みを持たせる。

2 すりつけ勾配

- 横断勾配は、5%以下とする。

2-1~4

3 水平空間の確保

- 「(1) 段差」と「(2) すりつけ勾配」との間には、水平区間を設ける。

2-1~4

- 水平区間は、1.5m程度とする。

4 排水ますの位置

- 切り下げ部分には、排水ますを設置しない。

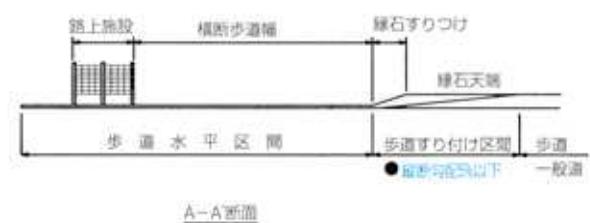
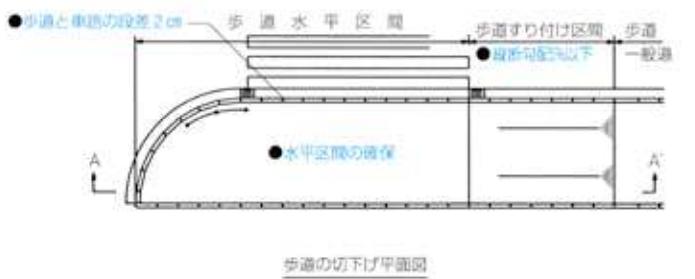
基本的な考え方

歩道と車道が接する部分で歩行者が通行する部分は、歩道と車道の境界を明確にし、歩行者が信号待ち等をする部分に水平区間を設けるなどの整備に努めることが必要です。

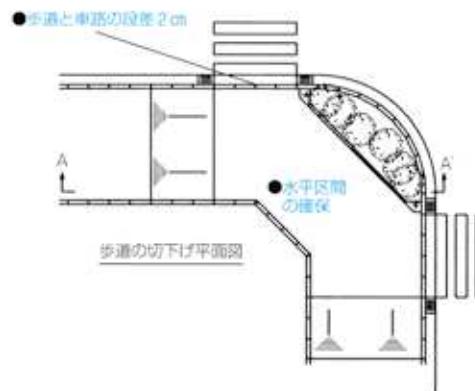
具体的な整備の例 整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)

図面番号

■横断歩道箇所における構造

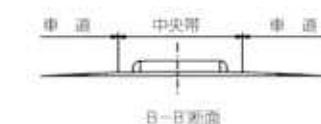
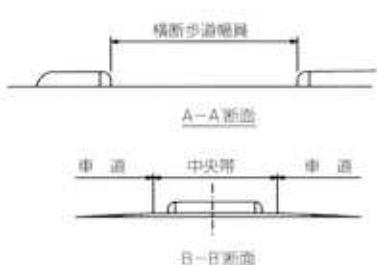
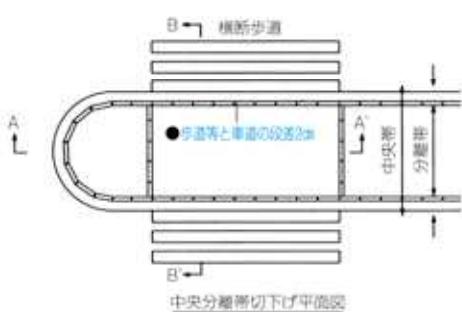


■交差点に横断歩道がある場合

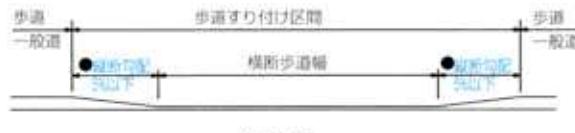
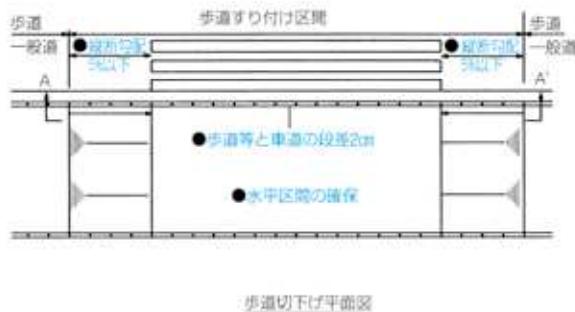


(左)
2-1
(右)
2-2

■中央分離帯がある場合



■交差点以外に横断歩道がある場合



(左)
2-3
(右)
2-4



道 路 編

3 歩道等を横断する車両出入口

整 備 基 準

歩道等を横断する車両出入口は、歩道等が連続して平坦になるよう配慮すること。

整 備 基 準 の 解 説

○歩道等における車両出入口は、車いす使用者等の歩行者が安全に通行できるよう平坦とすることを規定している。

整備のポイント	整備の要点 (● : 整備基準 ○ : 考慮すべき事項)	図面番号
1 車両出入口の構造	<p>●歩道等が連続して平坦となるよう配慮する。</p> <p>○少なくとも、幅員 1m 以上の平坦部分を連続して設ける。</p> <p>○やむを得なく、切り下げを行う場合は、横断勾配 5%以下ですりつける。</p>	3-1, 2 3-1, 2 3-3

基本的な考え方

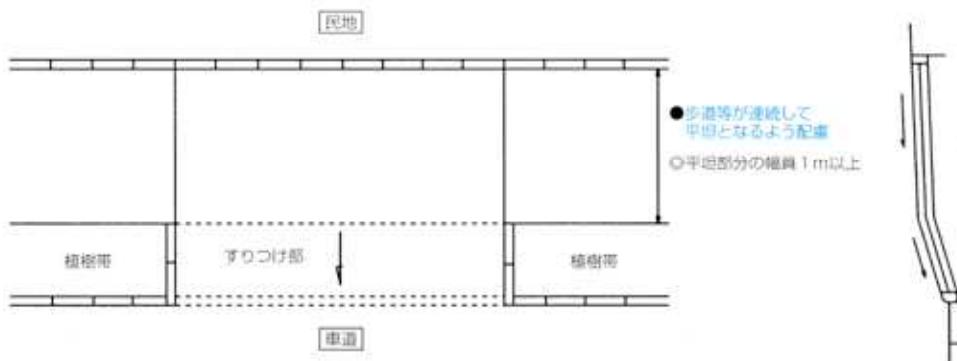
連続する平坦な歩道等を確保するためには、歩道等を横断する車両出入口部分の勾配などに十分配慮することが大切です。

具体的な整備の例 整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)

図面番号

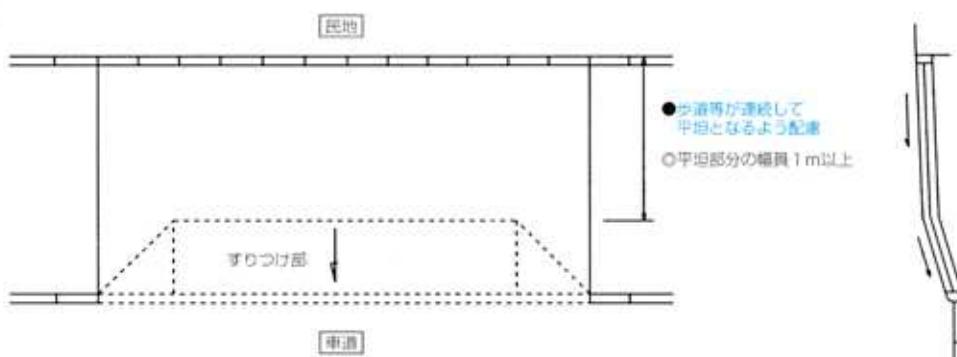
■植樹帯の幅員内ですりつける場合

3-1



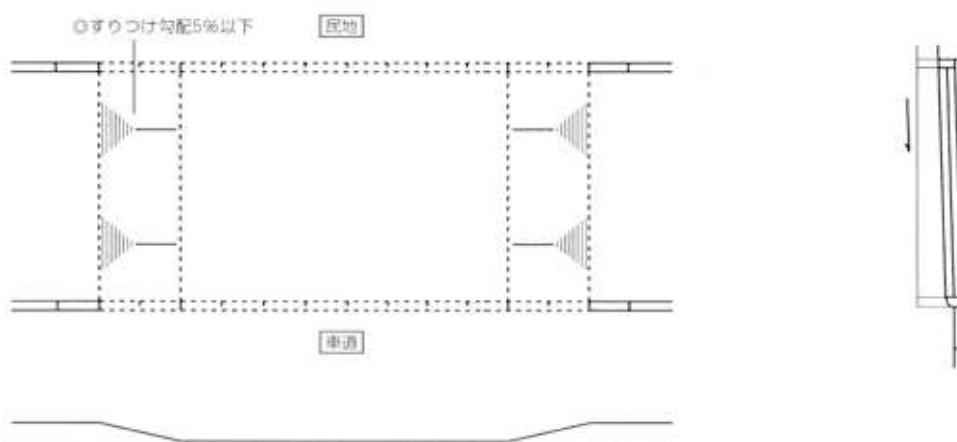
■歩道等ですりつける場合

3-2



■全面切り下げの場合

3-3





道 路 編

4 案内標識

基本的な考え方

案内標識は交差点その他の移動の方向を示したり、利便性、安全性の向上を図る上で重要であることから、障がい者、高齢者等の誰にとっても配慮された構造、表示とする必要です。

整備基準

交差点その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、障がい者、高齢者等が見やすい位置に、障がい者、高齢者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の案内標識を設けること。

整備基準の解説

整備のポイント

1 案内標識の設置

整備の要点 (● : 整備基準 ○ : 考慮すべき事項)

図面番号

2 表示の方法

●案内標識を設ける場合には、誰にとってもわかりやすいよう、案内標示板の高さ、文字の大きさ等に配慮したものをとする。

○大きめの文字や図を用いる。

○文字等は、背景と対比させるため、色彩及び明度の差に配慮する。

公園編 4-4

- 1 出入口
- 2 園路
- 3 転落防止等
- 4 便所
- 5 駐車場
- 6 案内表示等
- 7 付帯設備

1 出入口

整備基準

外部の道路又は駐車場へ通ずる利用者の用に供する出入口のうち、1以上のお出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 幅は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができる。
- (3) 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下のすりつけ勾配を設けることができる。
- (4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2の項(8)に定める傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設した段を設けることができる。
- (5) 車止め柵を設ける場合においては、柵と柵との間隔を90cm以上とすること。

整備基準の解説

- 幅120cmは、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違え、車いすが通行しやすい寸法である。
- 幅90cmは、通路等で車いすが通過できる寸法である。
- 「車いす使用者が通過する際に支障とならない段」は、「高低差が2cm以下で丸みを持たせた段」等で車いすで支障なく通過できる構造のものである。
- 幅90cmは、通路等で車いすが通過できる寸法である。

整備のポイント

整備の要点 (●: 整備基準 ○: 考慮すべき事項)

図面番号

1 出入口の仕上げ

●表面は、滑りにくい仕上げとする。

1-1, 2

2 出入口の幅

●有効幅を120cm以上とする。

1-1, 2

3 出入口の奥行

●150cm以上の水平面を確保する。ただし、やむを得ず高低差が生じる場合は、勾配8%以下ですりつける。

1-2

4 段差の解消

●車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、どうしても段が生じる場合は、高さを2cm以下とし、丸みを持たせる。

1-1, 2

5 車止め柵の間隔

●車止め柵を設ける場合は、柵と柵との間隔を90cm以上とする。

1-1, 2

○車止め柵の前後には、水平部分を設ける。

基本的な考え方

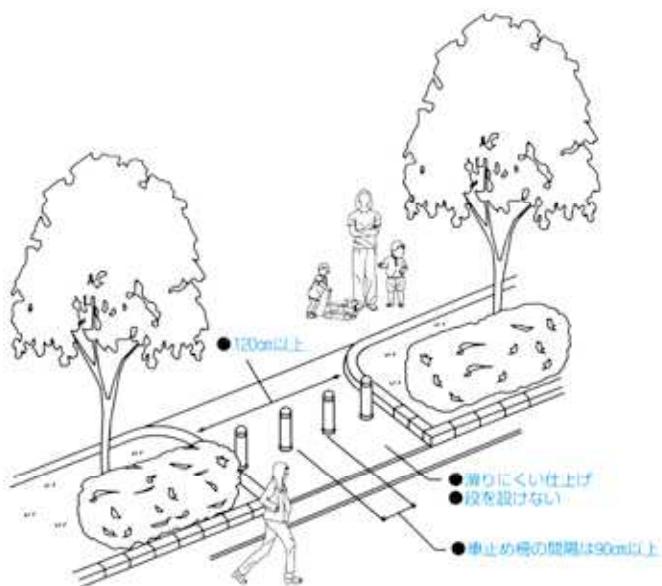
出入口は、障がい者、高齢者をはじめとする多くの人が通過する場所であり、誰もが利用しやすいものとすることが大切です。このためには、出入口の幅を確保し、段差を解消するなどの整備に努めることが必要です。

具体的な整備の例 整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)

図面番号

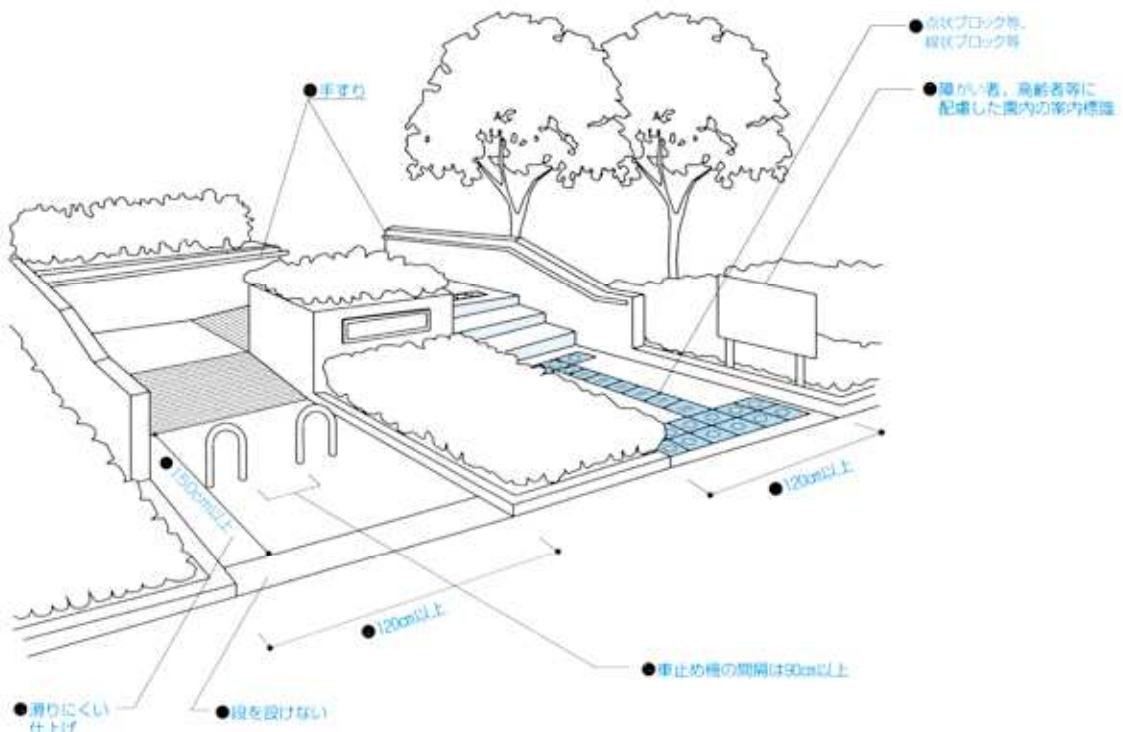
■歩道と高低差がない場合

1-1



■歩道と高低差がある場合

1-2



2 園路

整備基準

利用者の用に供する主要な園路のうち、1以上の園路は、1の項に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 幅員は、公共的施設（特定公共的施設を除く。）においては120cm以上、特定公共的施設においては180cm以上とすること。ただし特定公共的施設の幅員においては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上とすることができます。
- (3) 縦断勾配は、公共的施設（特定公共的施設を除く。）においては6%以下、特定公共的施設においては5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができます。
- (4) 4%以上の縦断勾配が50m以上続く場合においては、途中に150cm以上の水平な部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は120cm以上、すりつけ勾配は8%以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (6) 排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないものとすること。
- (7) 階段を設ける場合においては、当該階段は、(8)に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。
 - ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
 - イ 幅は、120cm以上とすること。
 - ウ 手すりを設けること。
 - エ 高低差が250cmを超える場合においては、高低差250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (8) (7)の階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
 - ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
 - イ 幅は、120cm以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。
 - ウ 傾斜路の縦断勾配は、8%以下とすること。
 - エ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

整備基準の解説

○本項は利用者の用に供する主要な園路のうち1以上は、障がい者、高齢者等が利用しやすい構造とすることを規定している。

○幅120cmは、人が横向きになれば車いす使用者とされ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。

○「車いすの転回に支障のないもの」あるいは「車いすが転回できる広さ」とは、「140cm角以上のスペース」や「T字型の交差部分」などのことである。

○「車いす使用者が通過する際に支障とならない段」は、「高低差が2cm以下で丸みを持たせた段」等で車いすで支障なく通過できる構造のものとする。

○園路に高低差がある場合は、階段のみを設置するのではなく、傾斜路を併設し車いす使用者が通行できるようにすることを規定している。

○階段が長くなる場合には、安全面を考慮し、一定の間隔で水平な部分（踊場）を設けること。

○傾斜路が長くなる場合には車いす使用者が休憩及び加速したりする必要があるため、一定の間隔で水平な部分（踊場）を設けること。

基本的な考え方

園路は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが安全に通行できることが大切です。このためには、園路の幅を確保し、スロープ等により段差を解消するなどの整備に努めることが大切です。

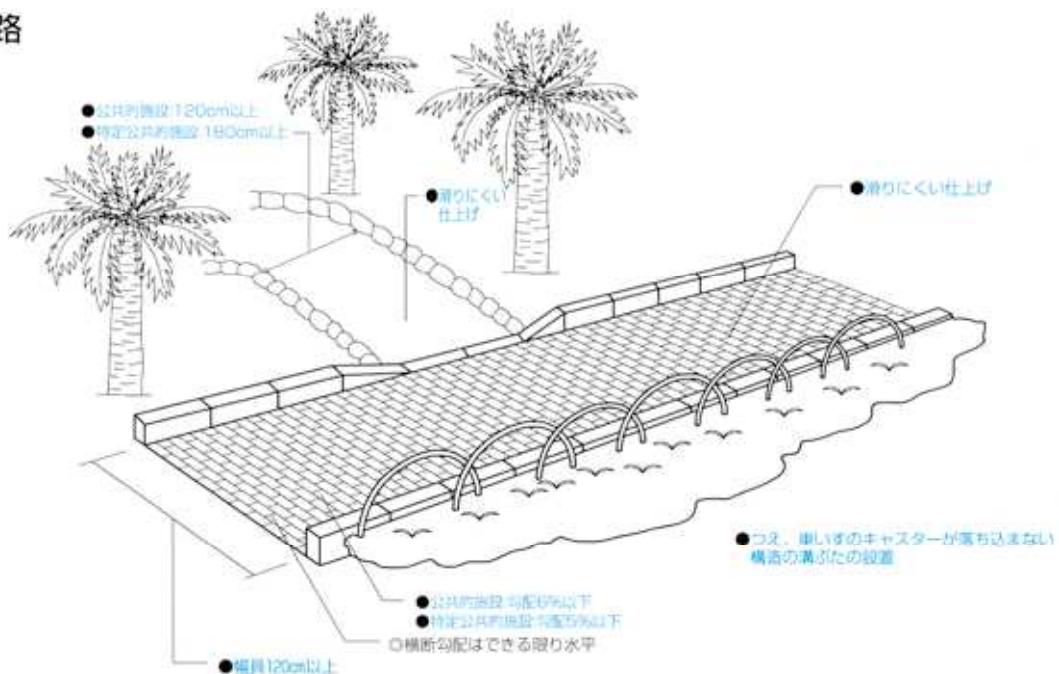
整備のポイント	整備の要点 (● : 整備基準 ○ : 考慮すべき事項)	図面番号
1 園路の仕上げ	●表面は滑りにくい仕上げとする。	2-1
2 園路の幅	●幅は、公共的施設は 120cm 以上、特定公共的施設は 180cm 以上とする。	2-1
3 園路の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●縦断勾配は、公共的施設は 6%以下、特定公共的施設は 5%以下とする。 ●4 %以上の縦断勾配が 50m 以上続く場合は、途中に 150cm 以上の水平部分を設ける。 ●縁石を切り下げる場合においては、切り下げ部分の幅員は 120cm 以下、すりつけ勾配は 8% 以下とする。 ●排水溝のふたは、つえ及び車イスのキャスターが落ち込まないものとする。 ○横断勾配は、水が流れる程度の勾配とし、できる限り水平とする。 	2-1 2-2 2-1 2-2
4 階段の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●表面は滑りにくい仕上げとする。 ●幅員は、120cm 以上とする。 ●手すりを設ける。 ●高低差が 250cm を超える場合は、250cm 以内ごとに踏幅 120cm 以上の踊場を設ける。 ○両側に手すりを設ける。 	2-2 2-2 2-2 2-2 2-2
5 傾斜路の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●表面は滑りにくい仕上げとする。 ●幅員は、120cm 以上とする。 ●勾配は、8%以下とする。 ●高さ 75cm を超える傾斜路にあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けること。 	2-2 2-2 2-2 2-2
6 視覚障がい者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。 ○傾斜路及び階段の上端に近接する園路及び踊場その他注意を喚起する必要がある場所には、点状ブロック等を敷設する。 	2-2 2-2

図面
番号

具体的な整備の例 整備の要点 (●: 整備基準 ○: 考慮すべき事項)

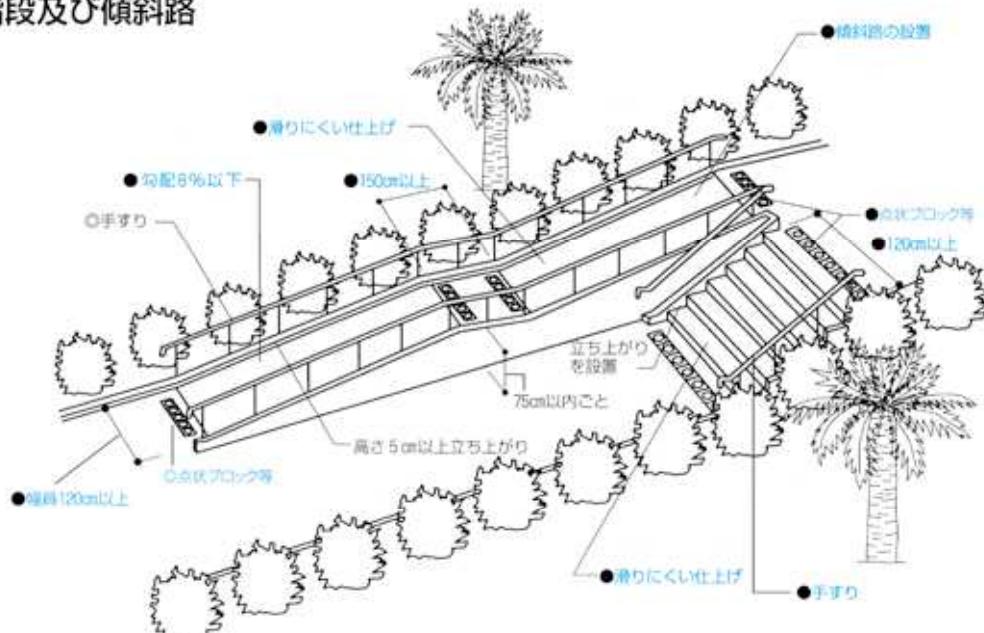
2-1

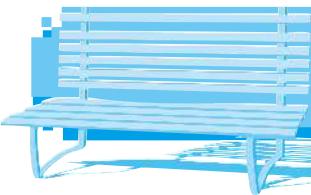
■園路



2-2

■階段及び傾斜路





公園編

3 転落防止等

基本的な考え方

公園は、障がい者、高齢者等をはじめとする多くの人が利用する場所であり、高低差のある危険な場所には転落防止等の整備に努めることが必要です。

整備基準

障がい者、高齢者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等その他の転落を防止するための設備を設けること。

整備基準の解説

4 便所

整備基準

利用者の用に供する便所を設ける場合は、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。

- (1) 便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。
 - ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。
 - イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。
 - ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。
- (3) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
- (4) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (5) 便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

整備基準の解説

○本項は、利用者の用に供する便所を設ける場合、車いす使用者が円滑に利用しやすい構造の便房を1以上設けることを規定している。

○建築物編「12便所」参照

整備のポイント

整備の要点（●：整備基準 ○：考慮すべき事項）

図面番号

1 車いす使用者便房の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者用便房を1以上設ける。（男女の区分がある場合は、それぞれ1以上設ける。） ●車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保する。 ●腰掛便座、手すり等を適切に配置する。 ●車いす使用者用便房の出入口及び便所の出入口の幅は、有効幅を80cm以上とする。 ●床の表面は、滑りにくい仕上げとする。 	4-1, 2 建築物編 「12便所」参照
2 床の仕上げ		
3 男子用小便器	<ul style="list-style-type: none"> ●男子小便器のある便所を設置する場合は、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設ける。 ○小便器には手すりを1以上設ける。 	
4 出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●出入口の戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。 ○出入口の戸は、自動扉又は引き戸とする。 	
5 水栓器具等	<ul style="list-style-type: none"> ○洗面器の水栓器具は、レバー式や光感知式等の操作の容易なものとする。 ○フラッシュバルブは靴べら式や光感知式等の操作の容易なものとする。 	
6 緊急時の設備	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時の非常ボタンを設ける。 ○緊急時には、外部からも開錠できる構造の戸とする。 	
7 標識の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ●当該便所の案内表示をする。 ●車いす使用者便房の表示をする。 	

基本的な考え方

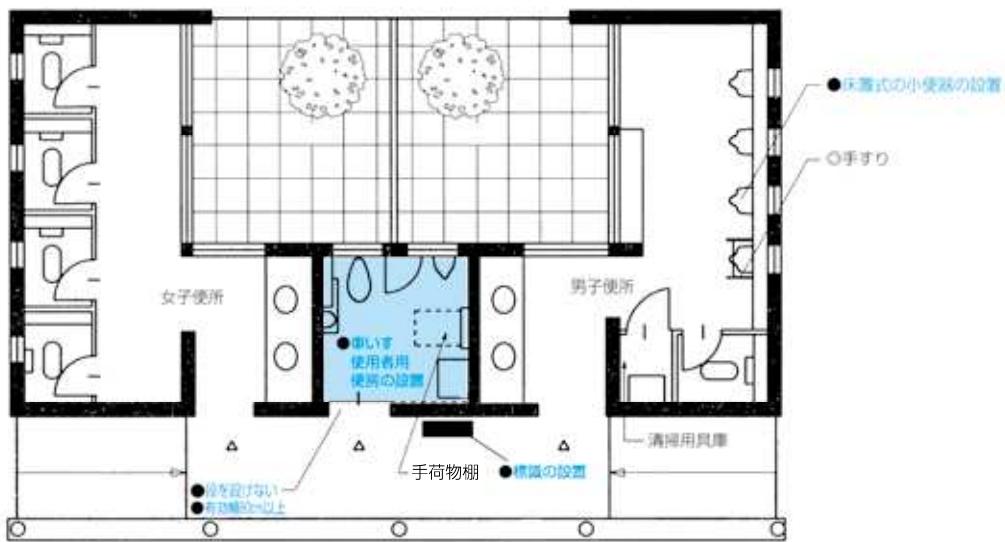
障がい者、高齢者をはじめ誰もが公園等の施設を気軽に利用するためには、誰もが利用しやすい便所を設置することが大切です。このためには、車いす使用者が利用しやすいスペースを確保し、手すりを設置するなどの整備に努めることが必要です。

具体的な整備の例 整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)

図面番号

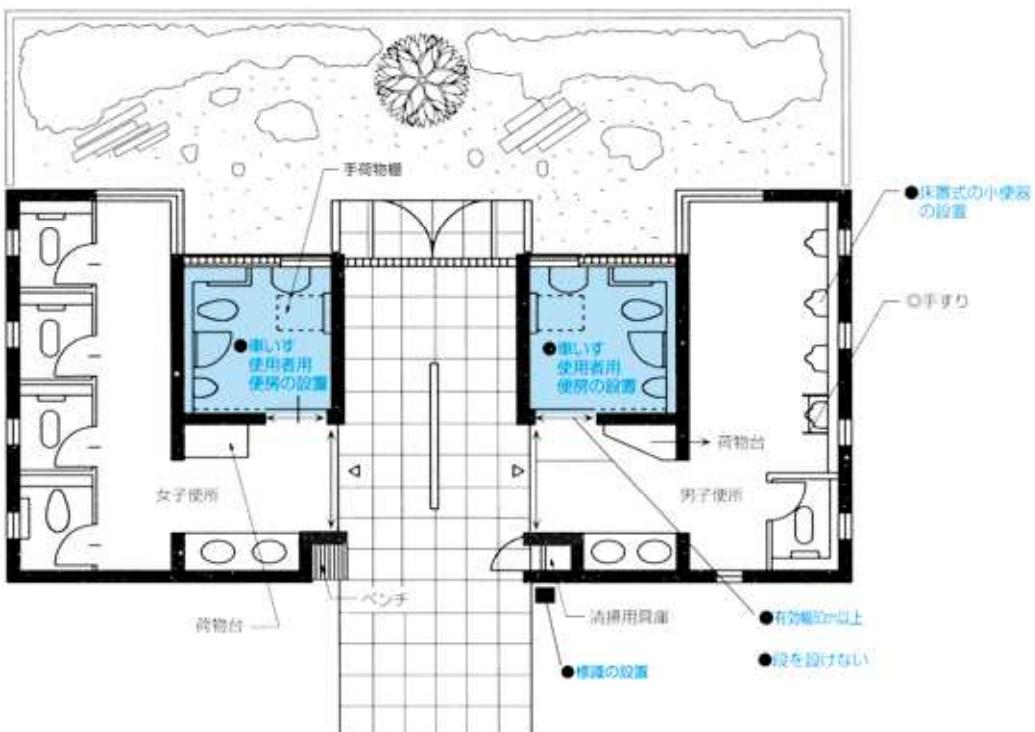
■車いす使用者用便房（男女兼用）

4-1



■車いす使用者用便房（男女各1ヶ所）

4-2



※車いす使用者用便房の詳細は建築物編「2便所」を参照

5 駐車場

整備基準

- (1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、1以上は、当該駐車場の全駐車台数が200以下のときは当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を越えるときは当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。
- ア 車いす使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路に接する1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- イ 幅は、350cm以上とすること。
- ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

整備基準の解説

○本項は、公園等に駐車場を設ける場合、1以上の車いす使用者用駐車場施設を設けることを規定している。

○建築物編「13 駐車場」参照

整備のポイント

整備の要点（●：整備基準 ○：考慮すべき事項）

図面番号

1 車いす使用者用駐車施設の設置	<p>●利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を1以上設ける。</p> <p>○乗降スペースは、水平な仕上げとする。</p> <p>○おもいやり駐車場の登録をする。</p>	5-1, 2 5-1
2 園路の出入口からの経路	<p>●車いす使用者用駐車施設は園路の出入口又から距離ができるだけ短い位置に設ける。</p>	5-1
3 車いす使用者用駐車施設の幅	<p>●車いす使用者用駐車施設は、幅を350cm以上とする。</p> <p>○乗降スペースは、幅140cm以上とし、舗装面に表示する。</p> <p>○おもいやり駐車場（車いす利用者優先）は、幅を概ね350cm以上とすることが望ましい。</p>	5-1 5-1
4 車いす使用者用駐車施設の表示	<p>●車いす使用者の駐車スペースであることを見やすい方法で表示する。</p> <p>○案内標示板や舗装面のペイント書きによる表示をする。</p>	5-2 5-1, 2

基本的な考え方

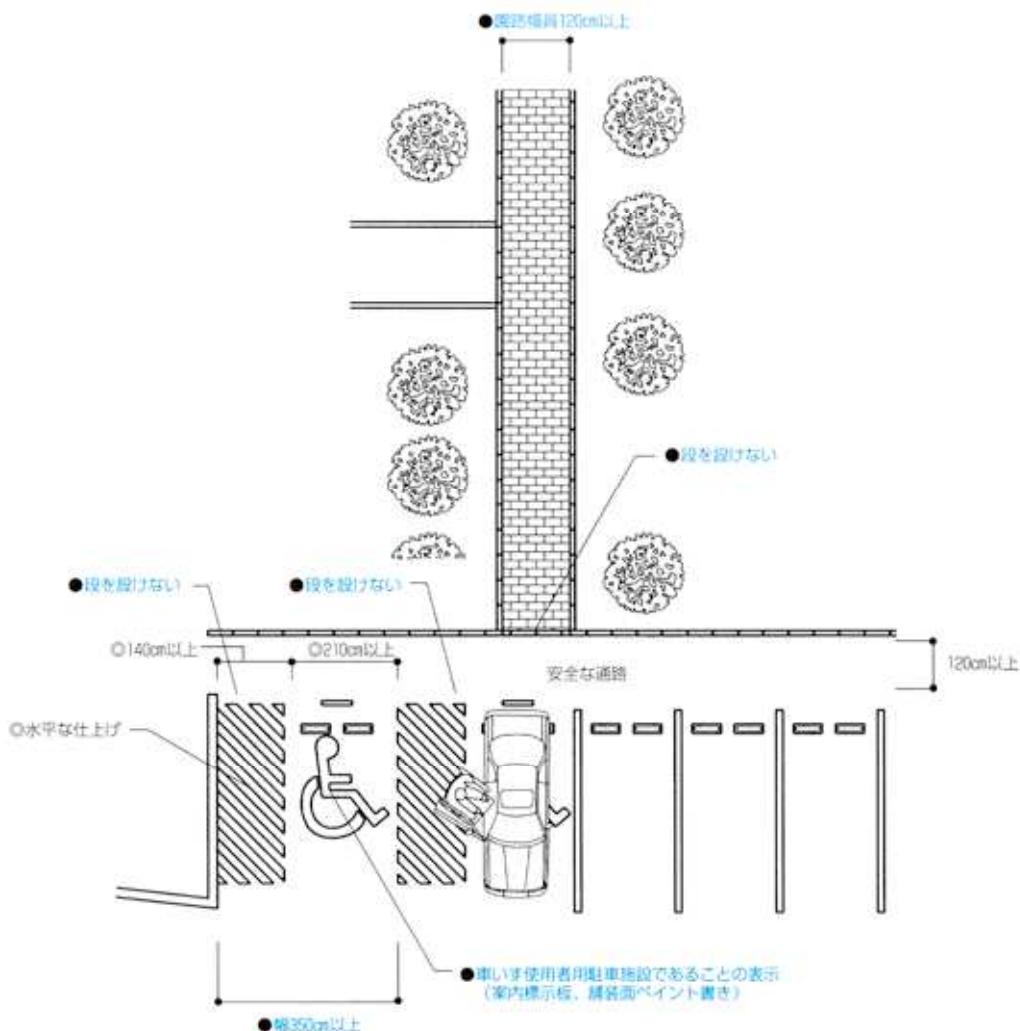
車は、障がい者、高齢者をはじめ誰にとっても自由に行動し社会参加するためにきわめて有効な手段です。このため、誰もが利用しやすい駐車スペースを確保することが必要です。

具体的な整備の例 整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)

図面番号

■車いす使用者用駐車施設

5-1



5-2

車いす使用者用駐車施設の表示

6 案内表示等

整備基準

障がい者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。

整備基準の解説

○本項は、案内表示を行う場合、障がい者、高齢者等にも園内の利用に関する情報が的確に把握できるよう、案内表示に配慮することを規定するとともに、必要に応じて、点状ブロック等を敷設することを求めている。

整備のポイント

整備の要点（●：整備基準 ○：考慮すべき事項）

図面番号

1 案内表示

●障がい者、高齢者等にもわかりやすいよう、案内標示板の高さ、文字の大きさ等に配慮したものとする。

2 案内板の表記の方法

○大きめの文字や図を用いる。
○文字等は、背景と対比させるため、色彩及び明度の差に配慮する。
○視覚障がい者に配慮し、点字や触地図による表示を行う。

3 視覚障がい者への配慮

●必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。

6-1
建築物編
「24案内標示板」
参照

1-2

基本的な考え方

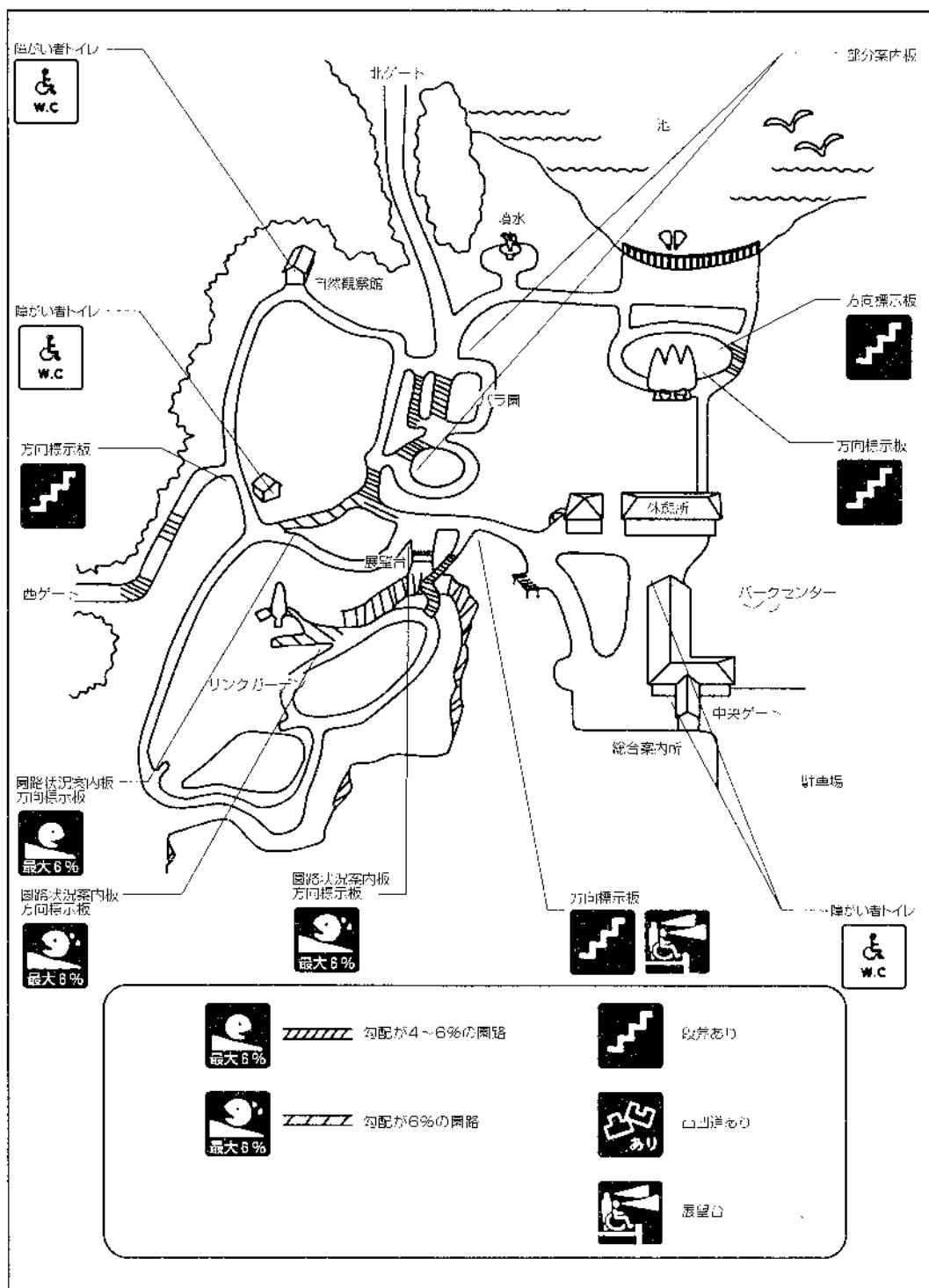
案内表示は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが、目的場所に到達できるように情報を的確に伝達することが大切です。このためには、誰にとってもわかりやすい案内表示をし、点状ブロック等を敷設するなど整備に努めることが必要です。

具体的な整備の例 整備の要点

■公園内の案内板配置例

四面
番号

6-1





公 園 編

7 付帯設備

整 備 基 準

ベンチ、野外テーブル、水飲み場、手洗場等は、障がい者、高齢者等に配慮した構造とすること。

整 備 基 準 の 解 説

○本項は、ベンチ、野外テーブル、水飲み場等の設置を行う場合、障がい者、高齢者等にも利用しやすいよう配慮することを規定している。

整備のポイント	整備の要点 (● : 整備基準 ○ : 考慮すべき事項)	図面番号
1 ベンチ	●障がい者、高齢者等にも配慮した構造とする。	7-1~3
2 野外テーブル	●障がい者、高齢者等にも配慮した構造とする。 ○固定いすを設ける場合は、車いす使用者が利用できるよう固定いすのない部分を設ける。 ○テーブルの高さは、車いす使用者が利用しやすい高さとする。 ○テーブルの下部には、車いす使用者の膝や車いすのキャスターが入る空間を設ける。	7-1 7-3 7-3
3 水飲み場	●障がい者、高齢者等にも配慮した構造とする。 ○水飲み場の高さは、車いす使用者や幼児などの利用しやすい高さとする。	7-4 7-4

基本的な考え方

ベンチ、野外テーブル、水飲み場等の付帯設備は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが利用しやすいようにすることが大切です。このためには、それぞれの設備の高さ等に配慮し、利用の為に必要なスペースを確保するなどの整備に努めることが必要です。

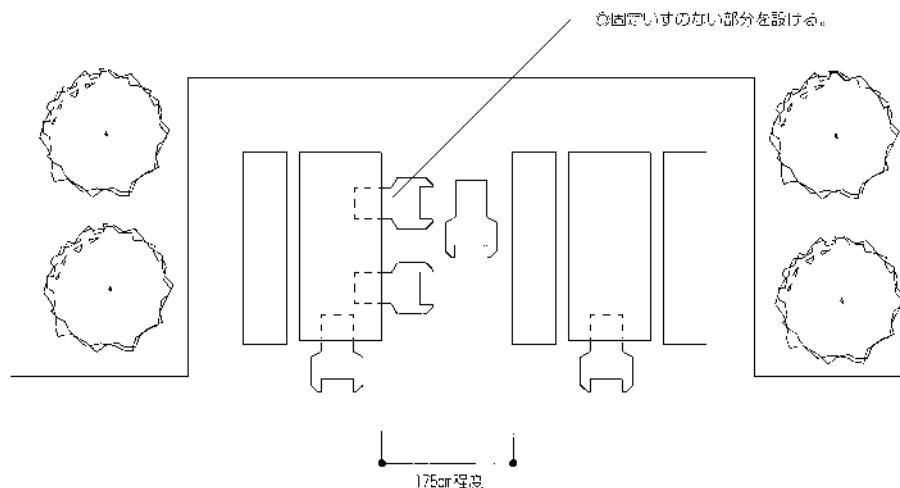
具体的な整備の例

整備の要点 (●: 整備基準 ○: 考慮すべき事項)

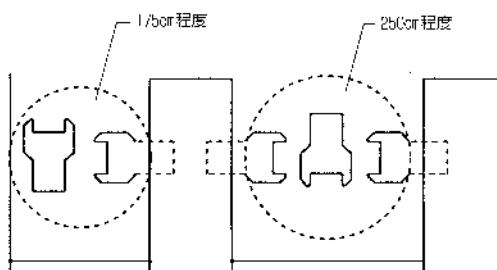
図面番号

■ベンチ・野外テーブル

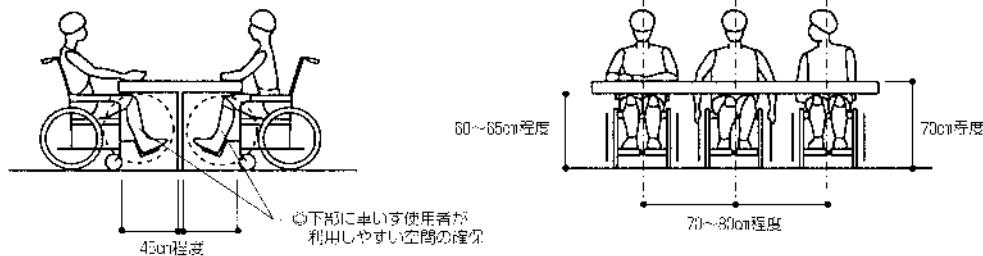
7-1



7-2



7-3



■水飲み場

7-4



路外駐車場編 4 – 5

1 路外駐車場車いす使用者用駐車施設

2 路外駐車場移動等円滑化経路





路外駐車場編

1 路外駐車場車いす使用者用駐車施設

整備基準

- (1) 路外駐車場には、路外駐車場車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること
- ア 2の項（1）に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- イ 幅は、350cm以上とすること。
- ウ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

整備基準の解説

- 本項は、1以上の路外駐車場車いす使用者用駐車場施設を設けることを規定している。
- 路外駐車場車いす使用者用駐車場施設は、できるだけ出入口までの距離が短くなる位置に設けることを規定している。
- 350cmとは、車体用スペースに車いす使用者乗降スペースを加えた寸法である。

整備のポイント

整備の要点 (●: 整備基準 ○: 考慮すべき事項)

図面番号

1 路外駐車場車いす使用者用駐車施設

- 利用者の用に供する駐車場には、路外駐車場車いす使用者用駐車施設を1以上設ける。
- 乗降スペースでは、水平な仕上げとする。
- おもいやり駐車場の登録をする。
- 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は出入口から距離ができるだけ短い位置に設ける。
- 路外駐車場車いす使用者用駐車施設の幅を350cm以上とする。
- 乗降スペースは、幅140cm以上とし、舗装面に表示する。
- おもいやり駐車場（車いす利用者優先）は、幅を概ね350cm以上とすることが望ましい。
- 路外駐車場車いす使用者用の駐車スペースであることを見やすい方法で表示する。
- 案内標示板や舗装面へのペイント書きにより表示する。

2-1

2-1

2-1

2-1

2-1

1-1

1-1, 2-1

基本的な考え方

車は、障がい者、高齢者をはじめ誰にとっても自由に行動し、社会参加するためにきわめて有効な手段です。このため路外駐車場では、誰もが利用しやすい駐車スペースを確保することが必要です。

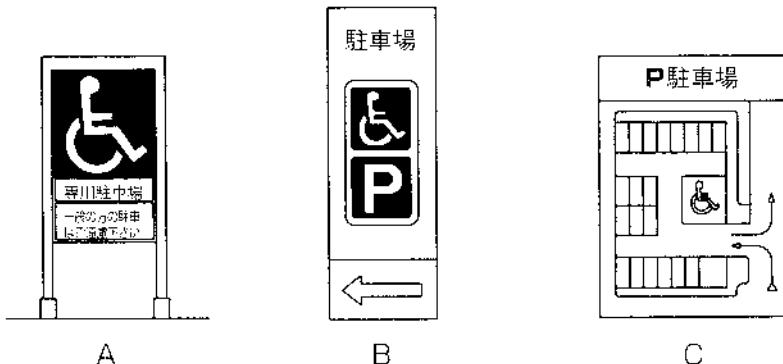
具体的な整備の例 整備の要点

図面番号

■路外駐車場移動等円滑化経路の図は 155 ページを参照

■案内標示板

1-1



車いす使用者用駐車施設の表示



路外駐車場編

2 路外駐車場移動等円滑化経路

整備基準

- (1) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道、公園又は広場その他の空地までの経路のうち1以上を、路外駐車場移動等円滑化経路とすること。
- (2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。
- ア 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
- イ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。
- ウ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、120cm以上とすること。
- (イ) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- エ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。
- (イ) 勾配は1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。
- (ウ) 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
- (エ) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

整備基準の解説

○幅80cmは、車いすが通過できる寸法である。

○幅120cmは、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違うことができる寸法である。

○「車いすの転回に支障のない場所」とは、「140cm角以上のスペース」や「T字型の交差部分」などのことである。

○傾斜路の幅90cm（段に併設するもの）は、傾斜路を車いすで通過できる寸法である。

○勾配については、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている1/12を基本勾配とする。また、高低差が小さい場合には、建築基準法で規定されている最大勾配1/8を基準とする。

○傾斜路が長くなる場合には、車いす使用者が休憩及び加速したりする必要があるため、一定の間隔で平坦な部分（踊場）を設ける。

整備のポイント

- 出入口の幅
- 通路の幅
- 傾斜路等の設置

整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)

- 幅を80cm以上とする。
- 幅を120cm以上とする。
- 経路上に段を設けないこと。
- 高低差がある場合は、建築物編「4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路」に定める構造の傾斜路を設ける。

図面番号

2-1
建築物編
「4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路」参照

基本的な考え方

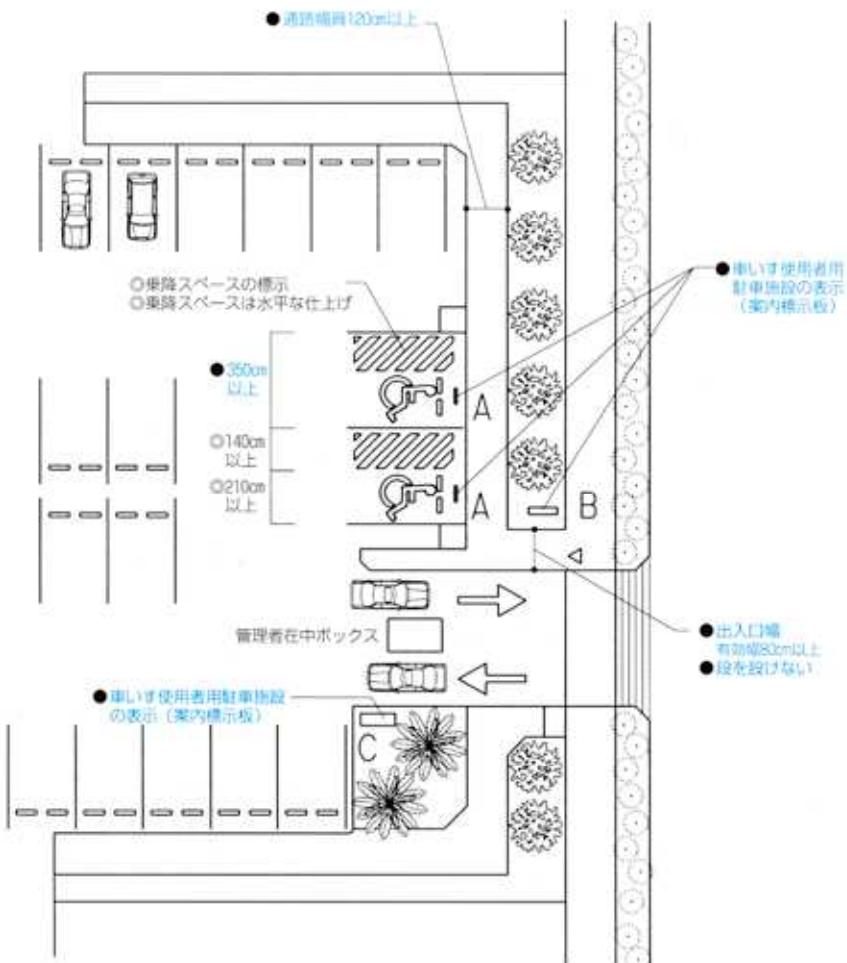
道等から車いす使用者用駐車施設までの経路は、障がい者、高齢者等が安全に通行できるようにすることが大切です。

具体的な整備の例 整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)

図面番号

■路外駐車場

2-1



上図中の案内標示板 A ~ C は 153 ページを参照

共通事項編 4 – 6

1 手すり

2 線状ブロック等及び点状ブロック等

3 参考事項

- ・床材

- ・スイッチ、コンセント類

- ・点字

- ・国際シンボルマーク



共通事項編

1 手すり

整備のポイント	整備の要点 (●: 整備基準 ○: 考慮すべき事項)	図面番号
1 廊下、階段及び傾斜路等の手すりの高さ	<p>○ 1 本の場合 H=75 ~ 85cm 程度とする。</p> <p>○ 2 本の場合 上段 : H=75 ~ 85cm 程度とする。</p> <p>下段 : H=60 ~ 65cm 程度とする。</p>	1-1 1-2
2 手すりの形状	<p>○ 断面の形状は、「つかみやすいこと」を第 1 条件とし、外径 3 ~ 4cm (小児用の場合 3cm) 程度とする。</p> <p>○ 端部は、衝突時の危険性を少なくする等のため、曲げて納める。</p> <p>○ 端部に床と水平な部分 (30cm 以上) を確保する。</p>	1-3, 4 1-6 1-7
3 壁との間隔	<p>○ 壁との間隔は、4cm 程度とし、手すりの支持は、下側で行う。</p> <p>○ 手すりを取り付ける部分の壁の仕上げは、なめらかなものとする。</p>	1-3, 4, 5 1-3
4 点字表示	<p>○ 階段手すり、廊下等の手すりの端部には、現在位置や誘導内容等を点字で表示する。</p>	1-7

基本的な考え方

手すりは、障がい者、高齢者をはじめ誰にとっても、誘導、身体の支持、安全確保等のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ内容に応じて適切な位置に設けることが大切です。

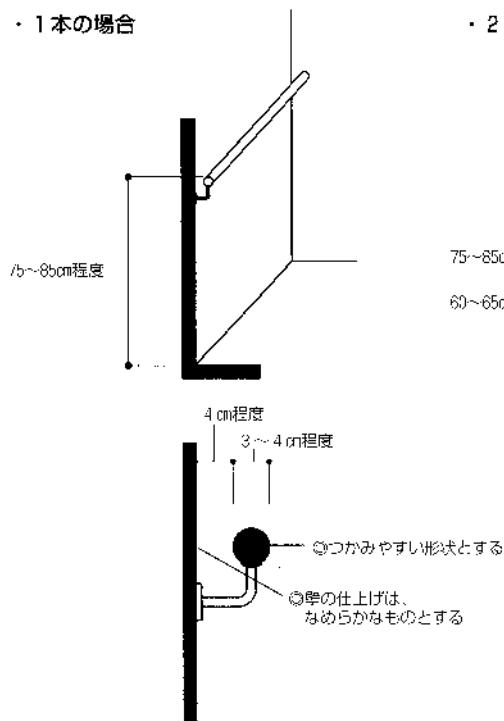
具体的な整備の例

整備の要点 (●: 整備基準 ○: 考慮すべき事項)

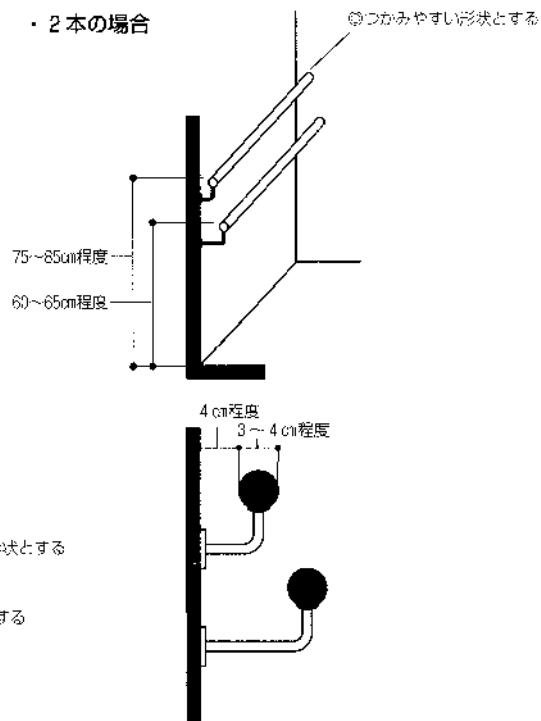
図面番号

■手すりの高さ・形状

・1本の場合



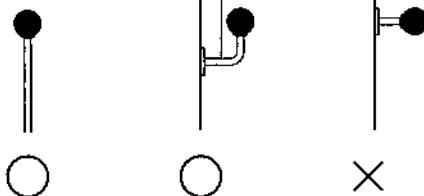
・2本の場合



(左)
1-1
(右)
1-2

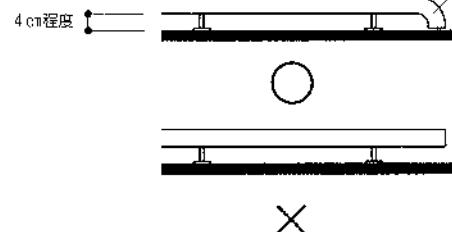
■手すり支持

○手すりの支持は
下側で行う



■端部処理

○端部は、外側又は下方向に
曲げて約める

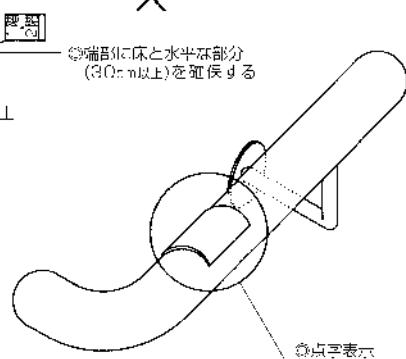


(左)
1-5
(右)
1-6

■点字表示

○点字表示

30cm以上
75~85cm程度
(踏道の中央部)



1-7



共通事項編

2 線状ブロック等及び点状ブロック等

整備のポイント	整備の要点 (●: 整備基準 ○: 考慮すべき事項)	図面番号
1 形状、色	<p>○視覚障がい者に対する誘導や注意を喚起するための床材には、線状の突起のある線状ブロック等、点状の突起のある点状ブロック等を用いる。</p> <p>○色については、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とすることにより、識別しやすいものとする。</p> <p>○色は、できれば、黄色が望ましい。</p> <p>○原則として、幅 30cm とする。</p>	2-1~3 2-1~3 2-1
2 敷設の方法	<p>○誘導の方向と線状ブロック等の線状突起の方向を平行にして、連続して敷切する。</p> <p>○原則として、湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は、直角に敷設する。</p> <p>○屈折の部分、階段や傾斜路の部分等、注意を喚起する必要のある場所には、点状ブロック等を敷設する。</p>	2-1 2-1 2-1~3

基本的な考え方

線状ブロック等、点状ブロック等及び点字表示等は視覚障がい者が安全で円滑に目的の場所まで到達ために大切なものです。円滑な通行のために線状ブロック等を敷設し、安全の確保や情報の提供を行うために点状ブロック等の敷設をすることが大切です。

具体的な整備の例

整備の要点

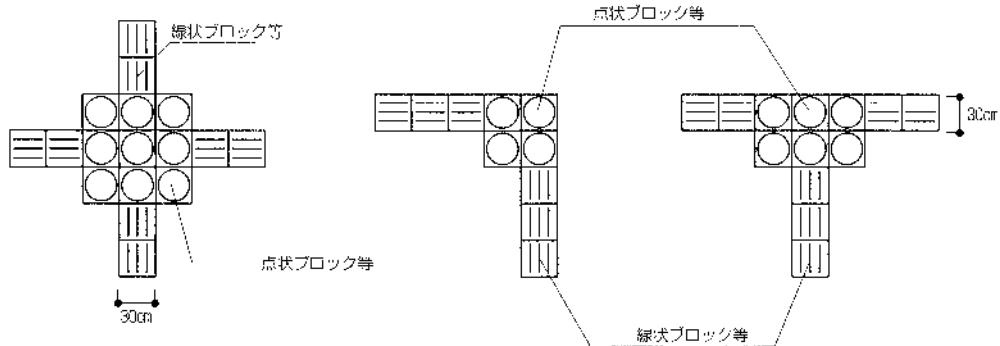
図面番号

■十字路

■L字路

■T字路

2-1

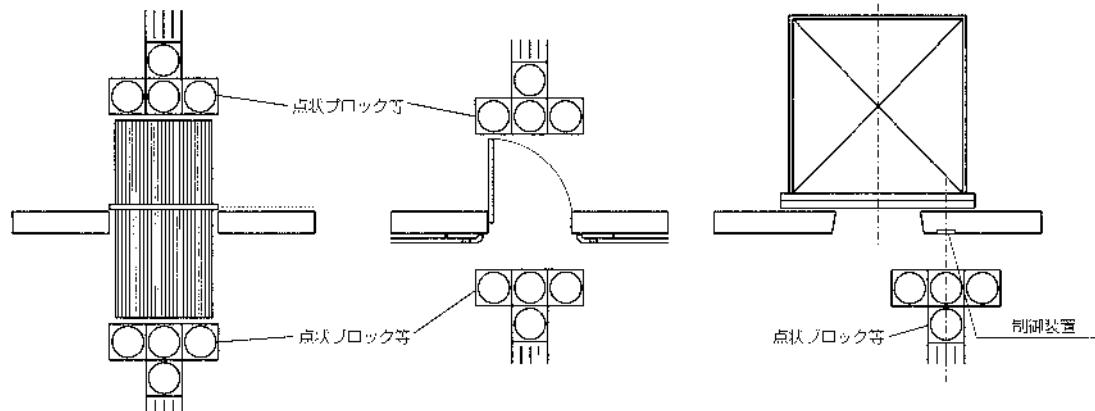


■自動扉部分

■開き戸部分

■エレベーター部分

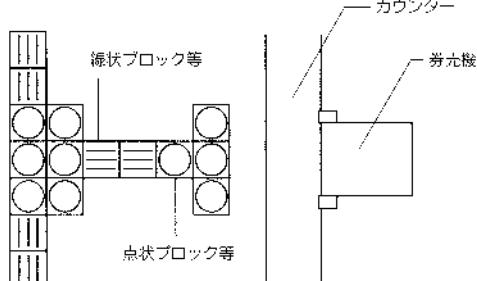
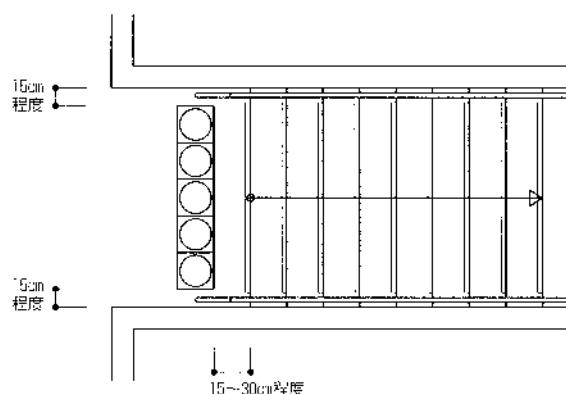
2-2



■階段部分

■券売機部分

2-3

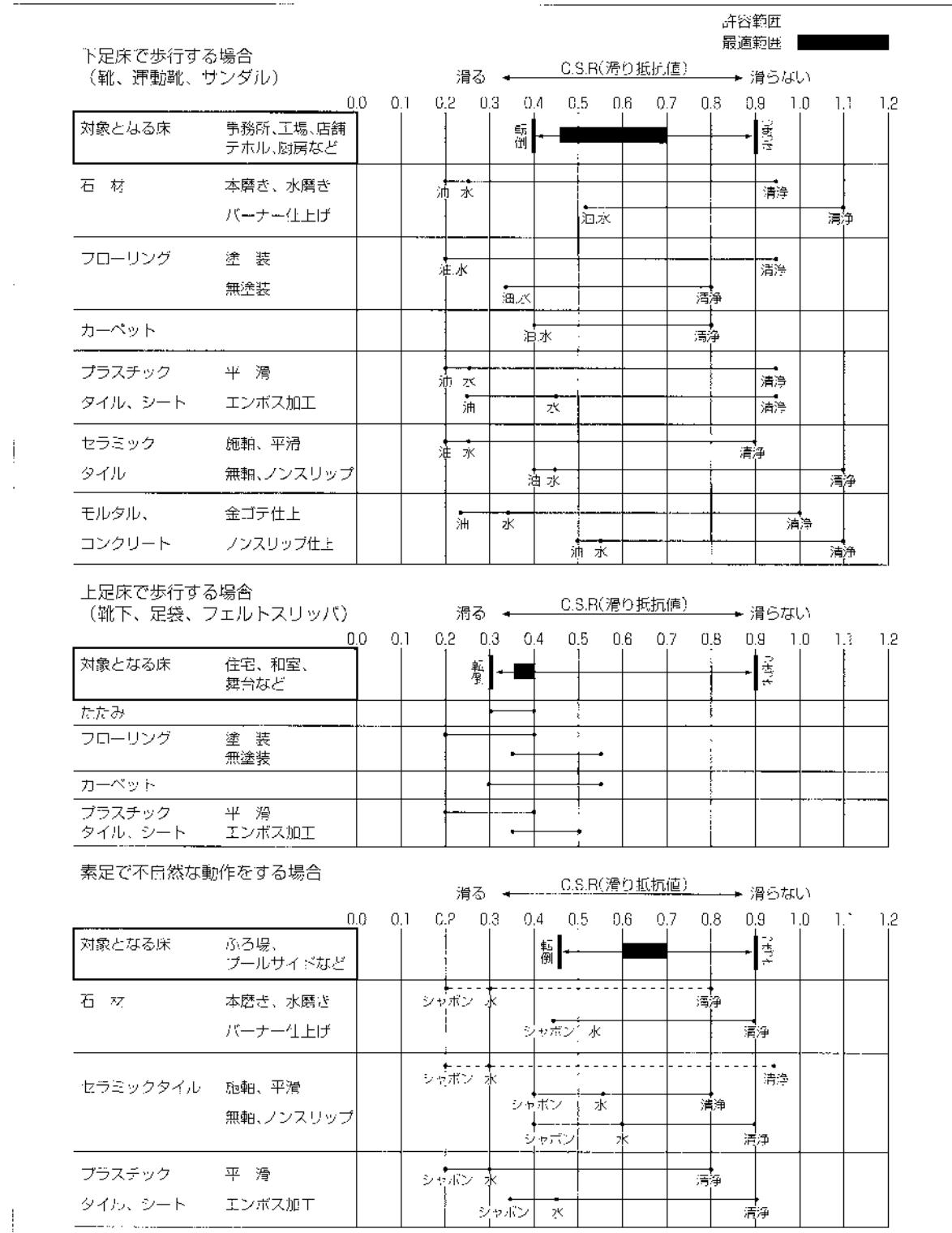


共通事項編

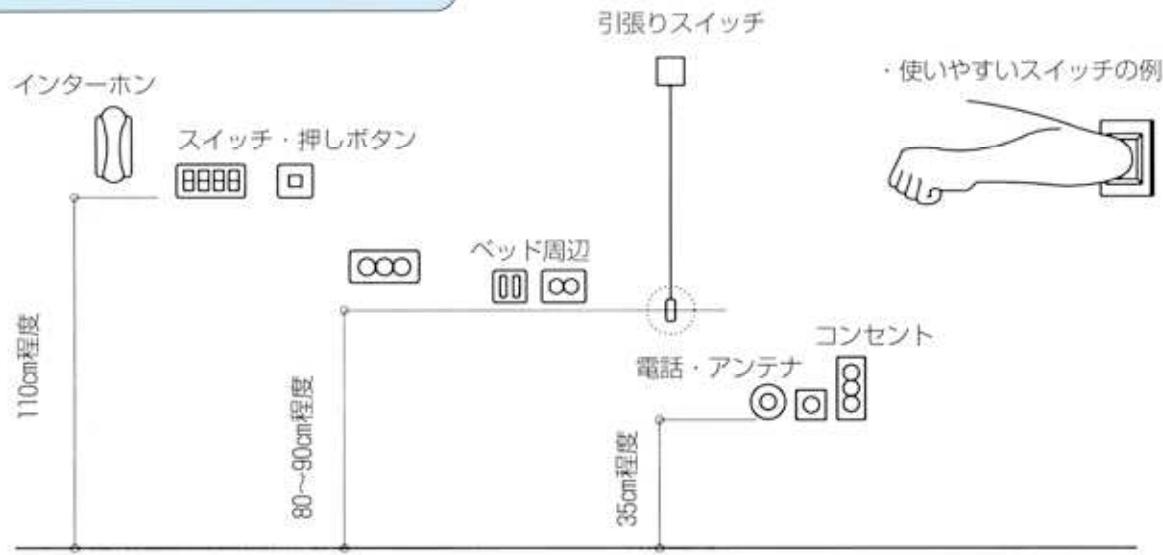
3 参考事項

滑りにくい床材

床の表面の滑りやすさ・滑りにくさの指標として、JIS A 5705（ビニル系床材）付属書に定める「床材の滑り試験方法（斜め引張形）」によって測定される「滑り抵抗係数（C.S.R：Coefficient of Slip Resistance）」がある。



スイッチ・コンセント類



点字

(五十音)				
ア	イ	ウ	エ	オ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ	ヨ	ユ	ヨ	ヨ
ラ	リ	ル	レ	ロ
ワ	ヲ	ヲ	ヲ	ン

(濁 音)				
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
ダ	ヂ	ヅ	ヂ	ド
バ	ビ	ブ	ベ	ボ
バ	ビ	ブ	ベ	ボ

(拗 音)				
キヤ	キュ	キョ	ギヤ	ギュ
シャ	シェ	ショ	ジャ	ジュ
チャ	チュ	チョ	ビヤ	ビュ
ニヤ	ニュ	ニョ	ミヤ	ミュ
ヒヤ	ヒュ	ヒョ	リヤ	リュ
リヤ	リュ	リョ	リヤ	リュ

(アルファベット)									
外国字母	A	B	C	D	E	F	G	H	I
J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S
外國語引用時	S	T	U	V	W	X	Y	Z	

(記 号)				
長音符(ー)	促音符(ッ)	「」	カギ	()カッコ
短音	つなぎ符			

(数 字)									
数符	1	2	3	4	5	6	7	8	9

共通事項編

国際シンボルマーク

このマークは、「障がい者が利用できる建築物、施設」であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。



国際リハビリテーション協会（Rehabilitation International）では、このマークがもつ意味を「障がい者が利用できる建築物、施設であること」としていますが、具体的には次のような場合に使用できます。

(1) 建築物

国際シンボルマークの主目的であることはいうまでもありませんが、マークを使用する場合には、少なくとも以下の条件を満たしていかなければなりません。

- ◆ 建築物へのアプローチに支障がないこと
- ◆ 入口が利用できること
- ◆ 施設が利用できること

具体的には、以下の条件を満たしていることが必要です。

- 玄 関 : 地面と同じ高さにするほか、階段の代わりに、または階段のほかに傾斜路を設置する。
出入口 : 80cm 以上の幅とする。回転ドアの場合は、別の入口を併設する。
スロープ : 傾斜は 1/12 以下とする。室内外を問わず、階段の代わりにまたは階段のほかに傾斜路を設置する。
トイ レ : 利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりがついたものとする。
通路・廊下 : 130cm 以上の幅とする。
エレベーター : 入口幅は 80cm 以上とする。

(2) 建築物の部分

建築物内の利用可能な施設の出入口（例えば、トイレやエレベーター）に表示することも良い、とされています。しかし、その部分まで障がい者が支障なく行けるようになっていなければなりません。

(3) 公共輸送機関

障がい者が利用できる公共輸送機関にも使用することが認められています。

参考文献：公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
国際シンボルマーク使用指針より

届出編 5

5-1 届出等に必要な書類

5-2 届出記入例

- ・公共的施設事前協議書

- ・整備項目表

- ・添付図書

5-1 届出等に必要な書類

条例に規定する届出などをする際に必要な書類は、下記のとおりです。

必要な書類 届出書等 の種類	公共的施設事前協議書	公共的施設変更事前協議書	公共的施設工事完了届出書	適合証交付請求書	公共的施設適合状況報告書	整備項目表	図書
規則で規定の様式	様式第1号	様式第3号	様式第4号	様式第5号	様式第6号	様式第2号	別表第4
新築等届出	●					●	●
変更届出		●				● (変更部分のみ)	● (変更部分のみ)
完了届出			●				
適合証交付申請				●		●	●
適合状況報告					●	●	●

5-2 届出記入例

1

別記様式第1号（その1）（第6条関係）

公共的施設事前協議書（建築物）

24年 4月 1日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所 ○○市○○町○丁目○番地○号
氏 名 ○ ○ 太 郎 〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 (○○○○) ○○ — ○○○○

人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条の規定により、次のとおり公共的施設の新築等の内容について協議します。

1 施設の名称	○○病院				
2 施設の所在地	○○市○○町○丁目○番地○号				
3 主要な用途	病院（医療施設）				
4 工事の種別	新築・増築・改築・用途の変更				
5 構造・階数	鉄筋コンクリート 造（一部 一 造）・地上 2 階・地下 1 階				
6 規模等	公共的施設		新築等部分	既存部分	合計
	内	用途（病院）	4,209.78 m ²	0 m ²	4,209.78 m ²
	内	用途（）	m ²	m ²	m ²
	内	用途（）	m ²	m ²	m ²
	内	用途（）	m ²	m ²	m ²
	外	公共的施設以外の用途（）	0 m ²	0 m ²	4,209.78 m ²
延べ床面積	共同住宅にあっては、延べ床面積のほか、戸数を（）に記入すること	(m ²)	(戸)	(m ²)	(戸)
7 確認申請予定日	H24年 5月 1日				
8 工事着手予定日	H24年 6月 1日				
9 工事完了予定日	H25年 2月 28日				
10 連絡先	所在地、事務所等の名称及び担当者名	○○市○○町○丁目○番地○号 ○○設計事務所 担当 ○○次郎			
	電話番号	(△△△△)	△△—△△△△	FAX番号	(△△△△) △△—△△△△
※受付欄			※処理欄		

- 備考 1 届出の対象となる建築物が2棟以上ある場合は、各棟ごとに作成してください。
 2 「4 工事の種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 「10 連絡先」の欄には、この公共的施設事前協議書に関する問い合わせ先（設計事務所等）を記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。
 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項に規定する書類を添付してください。

5-2 届出記入例

様式第2号（その1）（第6条、第8条、第10条、第11条関係）

整備項目表（建築物）

施設の名称	○○病院
施設の所在地	○○市○○町○丁目○番地○号
記入方法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 移動等円滑化経路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 経路	図1-1(1)	△有 □無	○	
		△有 □無	○	
		△有 □無	○	
		□有 △無	/	
(2) 階段又は段		△有 （傾斜路 エレベーター） 昇降機（ ） □無	○	

（注1）傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。

2 移動等円滑化経路を構成する出入口

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上	図2-2(1) 図3-2(1)	80～230 cm	○	
(2) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない。			○	

3 移動等円滑化経路を構成する廊下等

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 幅は、120cm以上	図2-3(1) 図3-3(1)	180 cm	○	
(2) 末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保		△有 □無	○	
(3) 移動等円滑化経路出入口及びエレベーターの出入口に接する部分は水平とする。			○	
(4) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない。			○	

4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、120cm（段に併設する場合は、90cm）以上	図1-4(1)	180 cm (併設) cm	○	
(2) 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下		98 cm 勾配 1/20	○	
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		98 cm 踏幅 200 cm	○	

5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) エレベーターの構造	図2-5(1) 図3-5(1)	かごの平面形状は、車いすの転回に支障がない	○	
		かごの幅は140cm以上	140 cm ○	
(2) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター昇降機	(ア) 平成12年建設省告示1413号第1第9号に規定する構造			
	(イ) かごの幅は70cm、かつ、奥行きは120cm以上			
	(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更することができる幅及び奥行きの確保			
	イ エスカレーターは平成12年建設省告示1417号第1ただし書きに規定する構造			

6 移動等円滑化経路を構成する敷地内通路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 敷地内通路	図1-6(1)	ア 幅は120cm以上	140 cm ○	
		イ 踊場の設置	□有 □無 ○	
	図1-6(2)	ウ 50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保	□有 □無 ○	
オ 傾斜路	図1-6(1)	エ 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ前後に高低差がない。		
		(ア) 幅は、120cm（段に併設する場合は、90cm）以上	180 cm (併設) cm ○	
		(イ) 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下	98 cm 勾配 1/20 ○	
		(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	98 cm 踏幅 200 cm ○	

5-2 届出記入例

(2) 敷地内の通路が地形の特殊性による読替（「当該公共的施設の車寄せ」の有無）

<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
----------------------------	---------------------------------------	--

7 出入口

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。	図 2-7 (1)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="radio"/>	
(2) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置を講じている。		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="radio"/>	

8 廊下等

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	図 2-8 (1)		<input checked="" type="radio"/>	
(2) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設（注2）	図 3-8 (1) 図 3-8 (2)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="radio"/>	

(注2) 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、勾配が1／20以下、高さ16cm以下で、勾配1／12以下のもの又は自動車車庫に設けるものを除く。

9 階段

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 手すりの設置（踊場を除く）	図 2-9 (1) 図 3-9 (1)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="radio"/>	
(2) 主たる階段は、回り階段でない。			<input checked="" type="radio"/>	
(3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			<input checked="" type="radio"/>	
(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別やすい。			<input checked="" type="radio"/>	
(5) つまずきの原因となるものを設けない			<input checked="" type="radio"/>	
(6) 階段又は傾斜路の上端に近接する踊場の部分には視覚障がい者に対し警告を行うための点状ブロック等を敷設（注3）		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="radio"/>	

(注3) 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、自動車車庫に設けるもの及び段がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。

10 傾斜路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 勾配が $1/12$ を超える、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分への手すりの設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
(3) 踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。				
(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には視覚障がい者に対し警告を行うための点状ブロック等を敷設（注4）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注4）利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、勾配が $1/20$ 以下又は高さ16cm以下かつ勾配 $1/12$ 以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの、自動車庫に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。

11 エレベーター

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設又は授乳及びおむつ交換場所がある階並びに地上階に停止する。	図2-5(1) 図3-5(1)		○	
(2) かごの奥行きは、135cm以上		135cm	○	
(3) かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	○	
(4) かご内に、到着階及び出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	○	
(5) かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上		80cm	○	
(6) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	○	
(7) かご内及び乗降ロビーに、視覚障がい者が円滑に操作できる点字や浮き彫り、音による案内等の制御装置（注5）の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	○	
(8) 乗降ロビーは高低差がなく、幅及び奥行きは150cm以上	高低差 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 幅 奥行	420cm 518cm	○	
(9) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置（注6）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		○	
(10) エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		○	

（注5）車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。

（注6）かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。

5-2 届出記入例

12 便所

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
車いす使用者用便房の設置（注7）	図2-12(1) 図3-12(1) 図2-12(2) 図3-12(2)	☑有 □無	○	
(1) 車いす使用者用便房の構造		☑有 □無	○	
ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保		○		
イ 腰掛便座、手すり等の配置		○		
ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ		○		
(2) 人工肛門及び人工膀胱保有者のための洗浄設備		☑有 □無	○	
(3) 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ35cm以下）その他これらに類する小便器の設置		☑有 □無	○	
(4) 出入口の幅は80cm以上		90cm	○	
(5) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。		○		
(6) 便所の出入り口又はその付近に、その旨を示す標示		☑有 □無	○	

（注7）男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

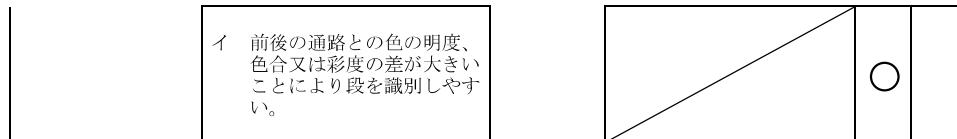
13 駐車場

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置（注8）	図1-13(1) 図1-13(2)	10ヶ所	○	
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造		ア 1の項の駐車場出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置	○	
		イ 幅は、350cm以上	○	
		ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を示す標示	○	

（注8）駐車場の全駐車台数が200以下の場合においては当該駐車台数に1／50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合においては当該駐車台数に1／100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

14 敷地内の通路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 表面は、粗面で滑りにくい材料で仕上げ	図1-14(1) 図1-14(2) 図1-14(3)	○	○	
(2) 段の構造		ア 手すりの設置	○	
		イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。	○	
		ウ つまずきの原因となるものを設けない	○	
(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路の構造		ア 手すりの設置（注9）	○	
		○	○	
		○	○	
		○	○	
		○	○	
		○	○	



(注9) 勾配が $1/20$ 以下、高さ 16cm 以下、かつ、勾配 $1/12$ 以下のものは除く。

15 客席及び観覧席 (注10)

整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 固定式の客席又は観覧席を設ける場合は、車いす使用者用席を1以上設置					
(2) 車いす使用者用席の構造	ア 幅は 85cm 以上、奥行きは 110cm 以上		幅 cm 奥行き cm		
	イ 床は、水平とする。				
(3) 室の移動等円滑化経路を構成する出入口から車いす使用者用席に至る1以上の通路の構造	ア 幅は、 120cm 以上		cm		
	イ 傾斜路及び踏場の構造	(ア) 幅は、 120cm (段に併設する場合は、 90cm) 以上	(併設 cm) cm		
		(イ) 勾配は、 $1/12$ (高さ 16cm 以下の場合は、 $1/8$) 以下	高さ cm 勾配 $1/$		
		(ウ) 高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踏場の設置	高さ cm 踏幅 cm		

(注10) 興行施設、集会施設及び体育施設に限る。

16 客室 (注11)

整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 車いす使用者用客室の設置					
(2) 車いす使用者用客室の構造	ア 出入口の構造	(ア) 幅は、 80cm 以上	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	cm		
		(ウ) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。			
		(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。			
		イ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保			
エ 便所	エ 便所	ウ 光等による非常警報装置の設置	<input type="checkbox"/> 光 <input type="checkbox"/> その他 ()		
		車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保			
		腰掛便座、手すり等の配置			
		床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

5-2 届出記入例

		出入口の幅は80cm以上	
		出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。	
	(7) 出入口の構造	幅は、80cm以上	
		戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	
		全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。	
		自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置を講じている。	
オ 浴 室	(イ) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保		
	(ウ) 浴槽、シャワー、手すりの適切な配置		
	(エ) 車いす使用者が円滑に利用できる浴槽の高さ(40cm程度)		
	(オ) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
	(カ) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置		

cm		
□十分な床面積の確保		
□浴槽		
□手すり		
□その他()		
cm		
□レバー式		
□その他()		

(注11) 宿泊施設で、用途面積が1,000m²以上のもの又は、客室の総数が50以上のものに限る。

17 浴室及び脱衣室 (注12)

整備基準	図面番号等	内容	適否	*
浴室及び脱衣室の構造				
(1) 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上			
	(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
	(ウ) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。			
	(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。			
	(2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保			
	(3) 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置			
		□浴槽		
		□シャワー		
		□手すり		

(4) 車いす使用者が円滑に利用できる浴槽の高さは40cm程度	高さ cm		
(5) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	□仕上() □仕上表による。		
(6) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置	□レバー式 □その他()		

(注12) 福祉保健施設、宿泊施設及び公衆浴場に限る。男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

18 シャワー室及び更衣室 (注13)

整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
シャワー室及び更衣室の構造					
(1) 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上				
	(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造				
	(ウ) 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。				
	(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。				
	(2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	(3) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ				
	(4) シャワー及び手すりの適切な配置				
	(5) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置				
			□仕上() □仕上表による。		
			□シャワー □手すり		
			□レバー式 □その他()		

(注13) 体育施設に限る。男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

19 授乳及びおむつ交換場所 (注14)

整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 円滑に授乳及びおむつの交換ができる場所の設置					
(2) 授乳及びおむつの交換ができる場所の出入口又はその付近に、その旨を示す標示			□授乳場所 □おむつ交換場所		

(注14) 福祉保健施設(母子関係施設に限る)、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で、用途面積が2,000m²以上のものに限る。

20 改札口及びレジ通路

整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上					
(2) 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面の確保			幅 cm		

5-2 届出記入例

21 公衆電話台

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 床からの高さ（床から70cm程度）	図 2-21	高さ 70cm	<input checked="" type="radio"/>	
(2) 台下部の空間（高さ65cm程度、奥行45cm程度）		高さ 65cm 奥行 45cm	<input checked="" type="radio"/>	

22 券売機（注15）

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 車いす使用者に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さは床から45cm～125cm程度		高さ cm	<input checked="" type="radio"/>	
(2) 点字による表示		□有 □無	<input checked="" type="radio"/>	
(3) 台下部の空間の奥行き45cm程度		奥行 cm	<input checked="" type="radio"/>	

（注15）公共交通機関の施設に限る。

23 受付カウンター及び記載台

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 床からの高さ（床から70cm程度）	図 2-23 図 3-23	高さ 70cm	<input checked="" type="radio"/>	
(2) 台の下部の空間（高さ60cm～65cm程度、奥行45cm程度）		高さ 62cm 奥行 45cm	<input checked="" type="radio"/>	

24 案内標示板（注16）

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 移動等円滑化経路措置がとられたエレベーター その他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所 又は駐車施設の配置の表示	図 1-24 図 3-24	△有 □無	<input checked="" type="radio"/>	
(2) 移動等円滑化経路措置がとられたエレベーター その他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所 又は駐車施設の配置の表示を点字、文字等の浮き 彫り又は音による案内で表示		△有 □無	<input checked="" type="radio"/>	

（注16）案内所を設ける場合を除く。

25 緊急時の設備（注17）

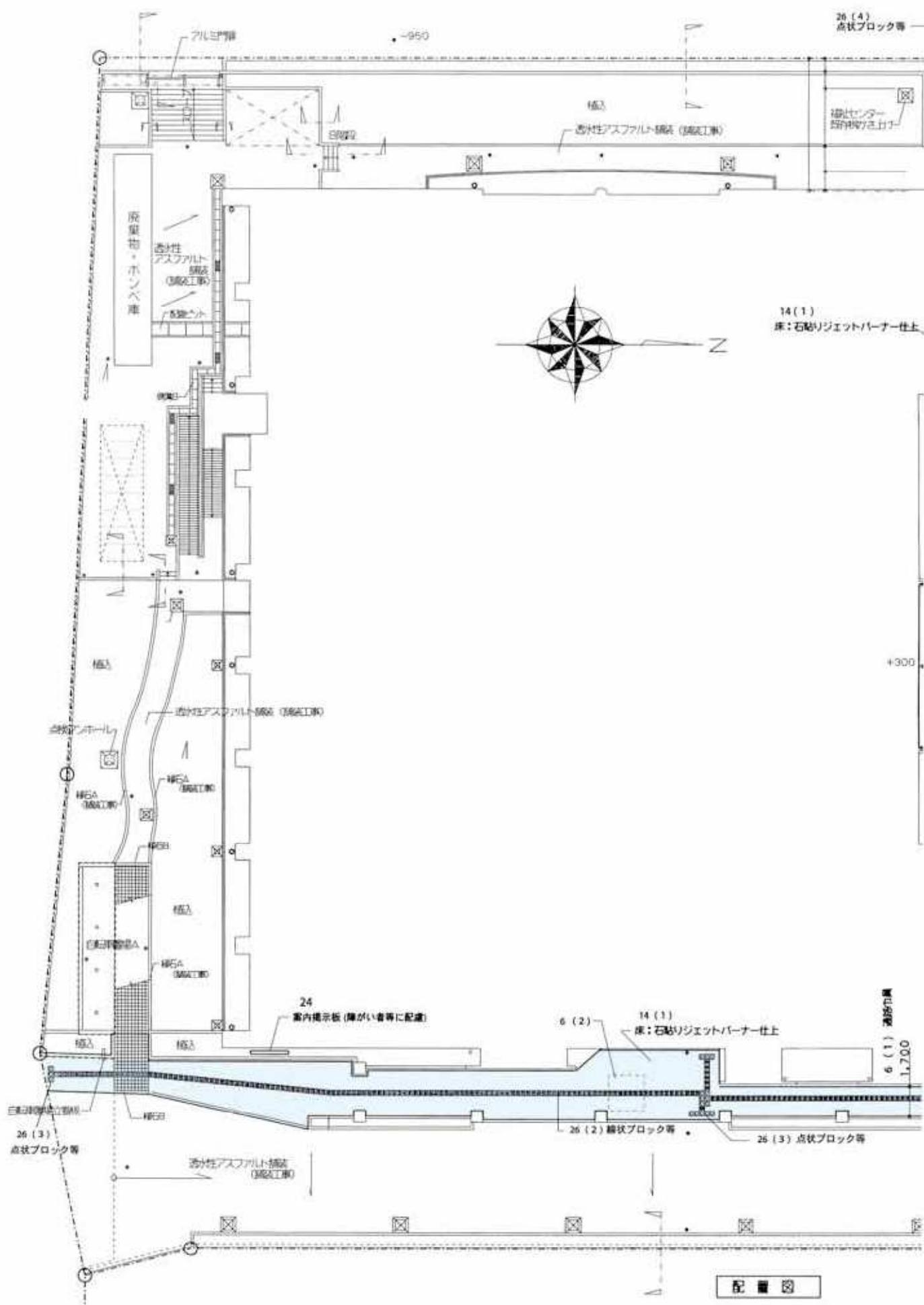
整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
緊急時の設備の構造 点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した誘導灯の設置	図 2-25 図 3-25	△点滅型誘導音装置付 □その他（ ）	<input checked="" type="radio"/>	

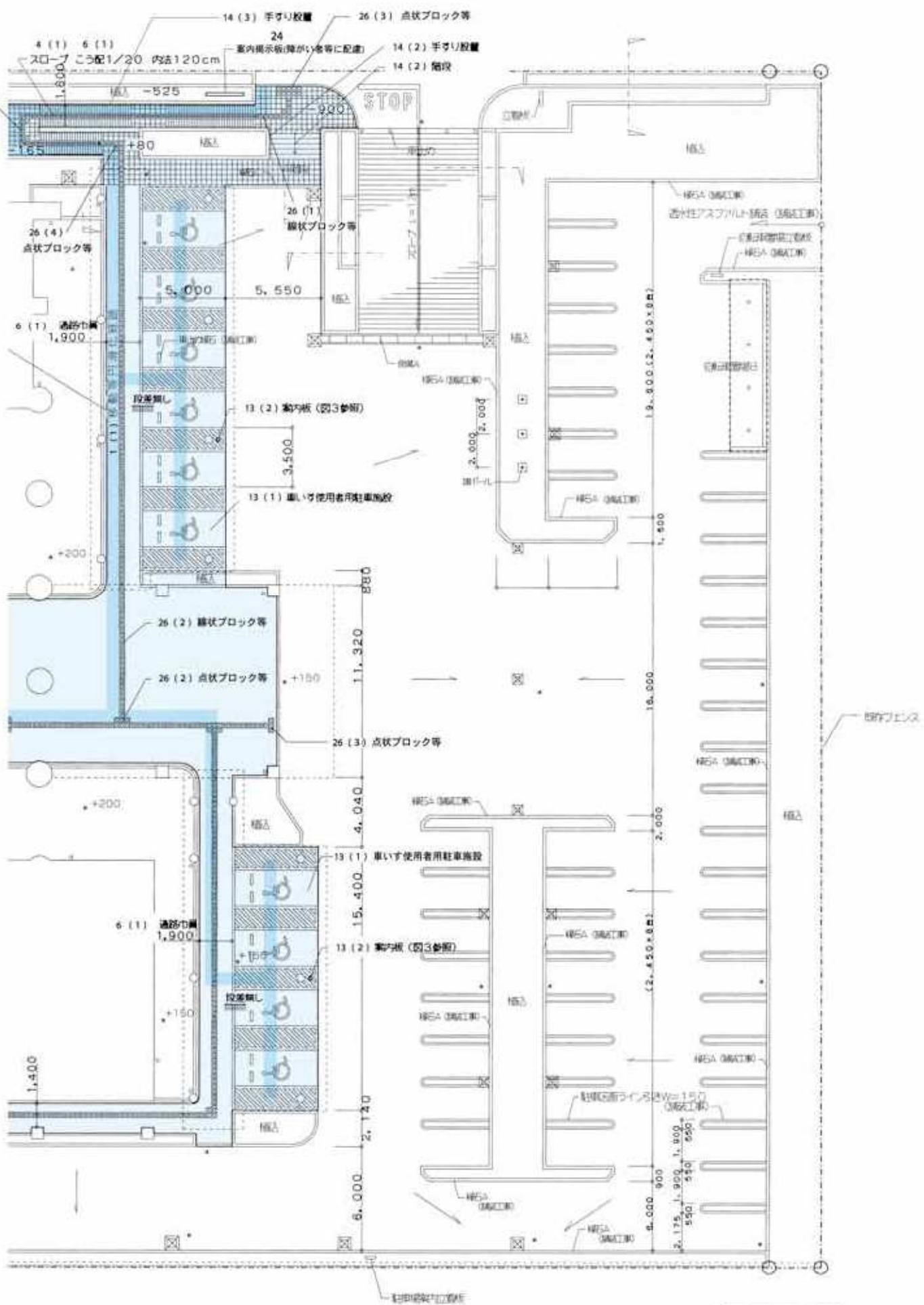
（注17）用途面積1,000m²以上の施設に限る。

26 視覚障がい者移動等円滑化経路

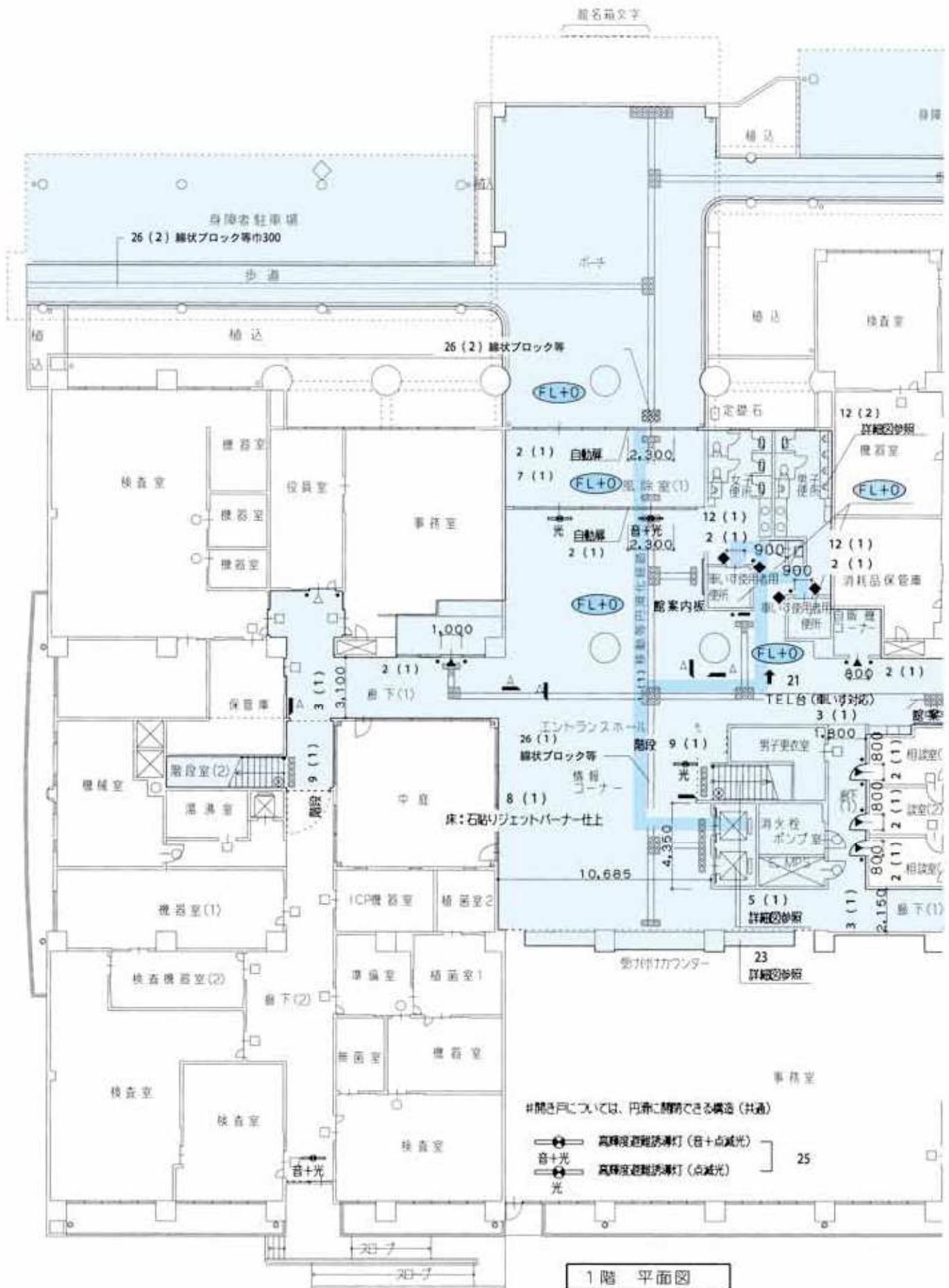
整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
(1)	道等から24の項に規定する案内設備又は案内所までの視覚障がい者移動等円滑化経路 (注18)	図 1-26(1) 図 2-26(1)	□有 □無	○	
(2) 視覚障がい者移動等円滑化経路	ア 視覚障がい者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置	図 1-26(2) 図 2-26(2)	□有 □無	○	
	イ (ア) 車路に接する部分 (イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に接する部分	図 1-26(3) 図 1-26(4) 図 3-26(4)	□有 □無	○	

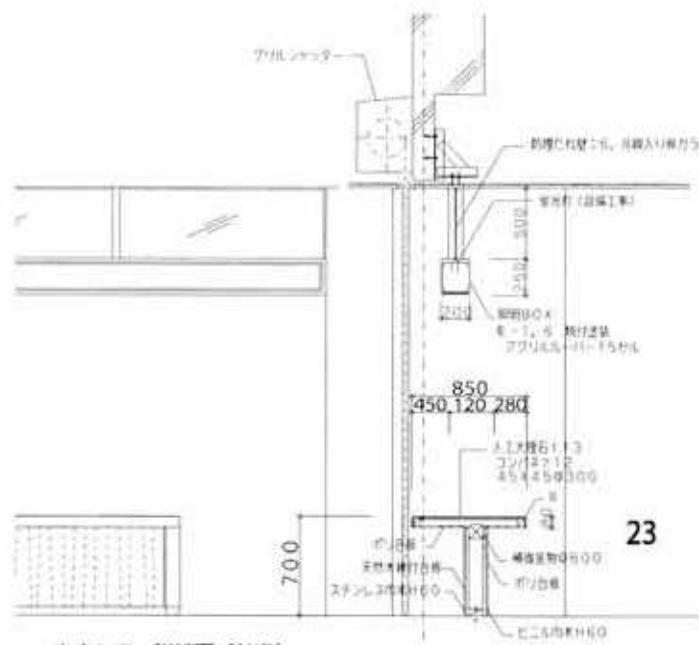
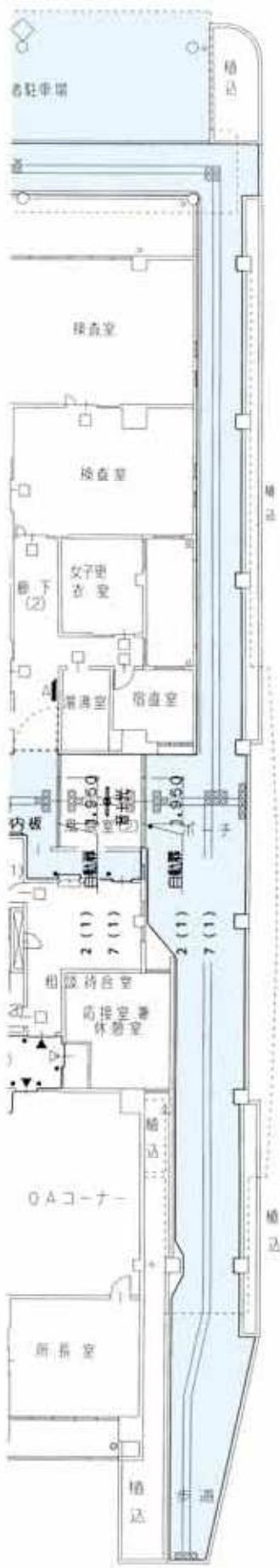
(注18) 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。



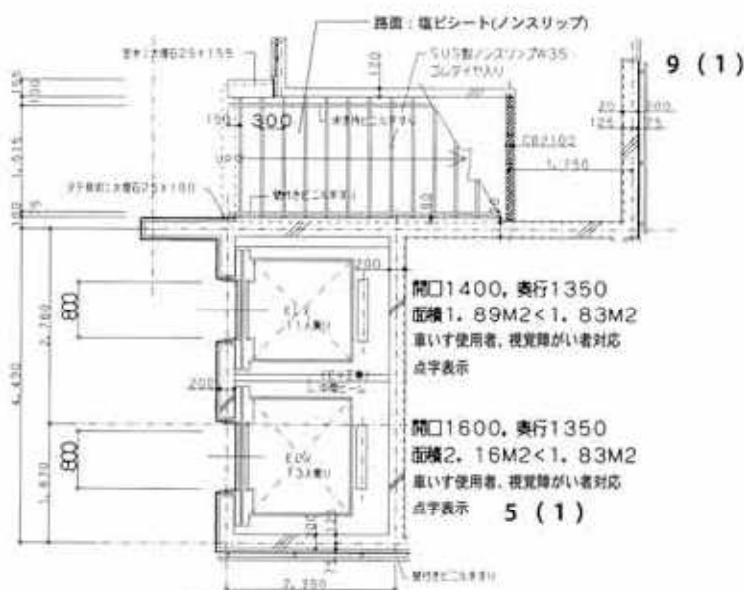


図面番号 -1

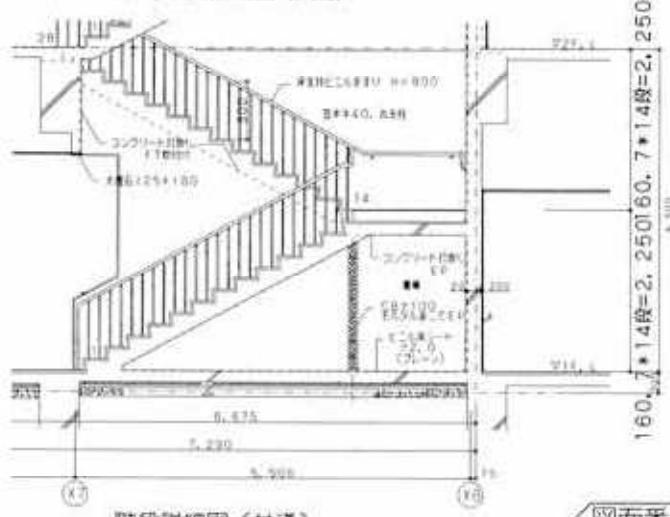




カウンター詳細図（共通）

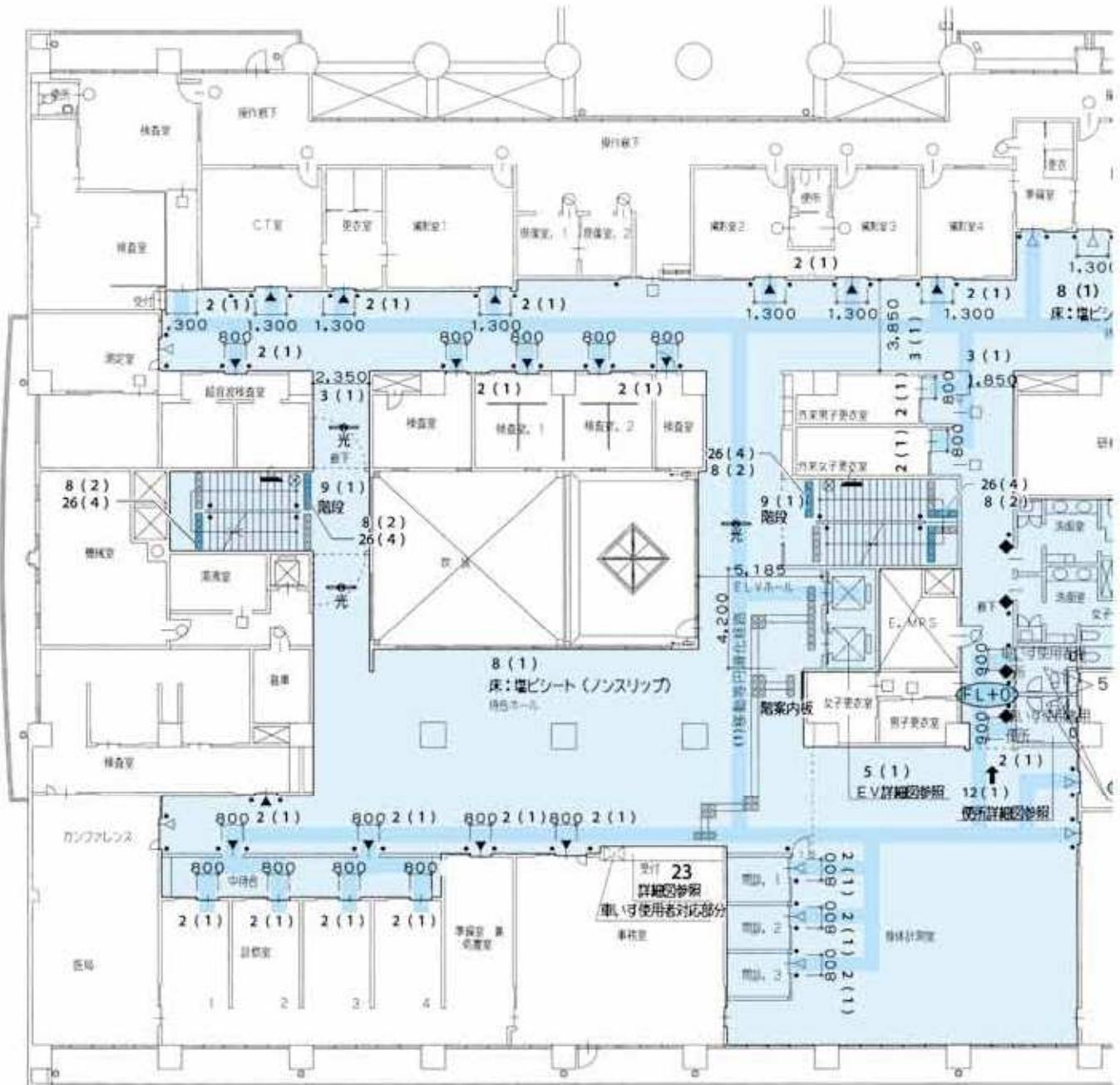


E.V. 階段詳細図（共通）



階段詳細図（共通）

図面番号 -2



#開き戸については、内浦に開けできる構造（共）

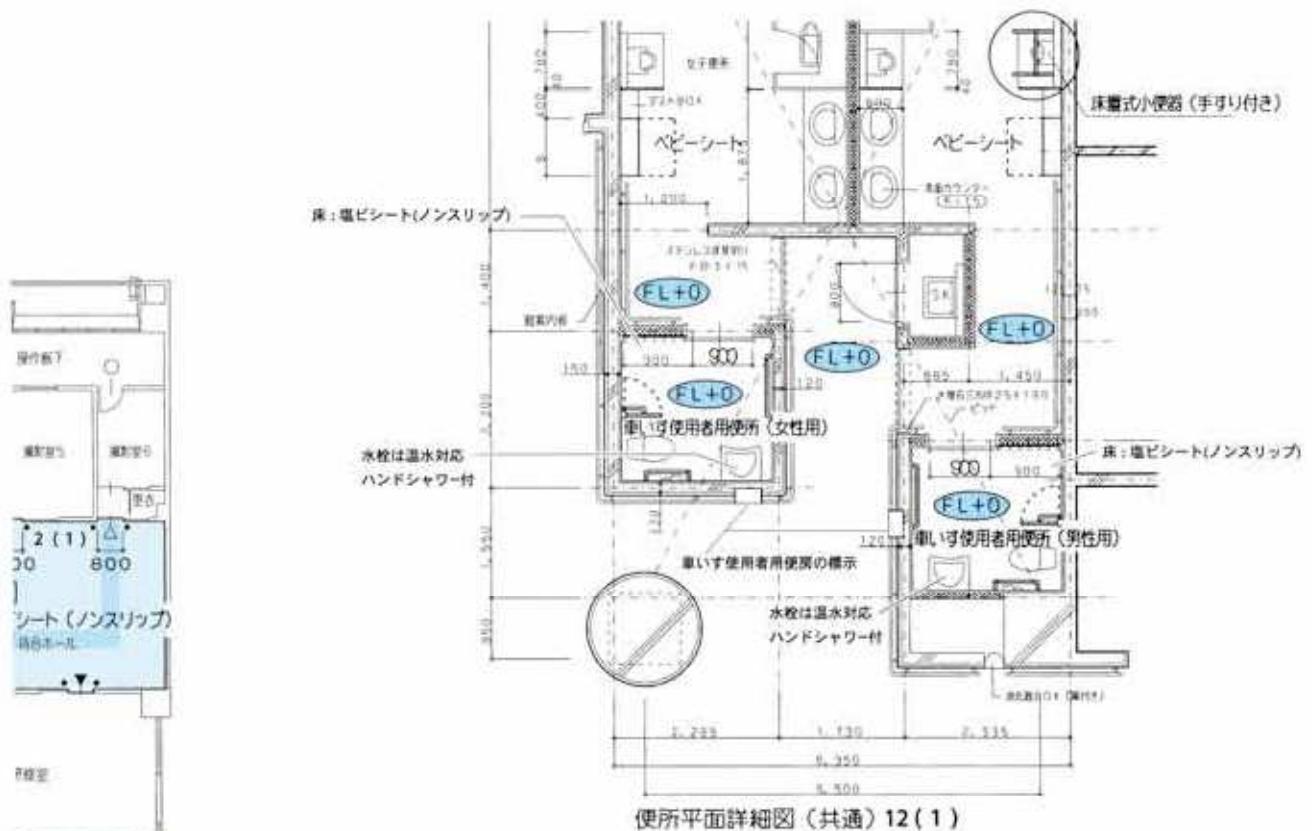
● 高輝度遮離誘導灯（音+点滅光）

● 音+光

● 高輝度遮離誘導灯（点滅光）

● 光

2階 平面図



案内標示板（共通）24

番号	図面	仕様・詳細	表示・取扱	図面	仕様・詳細
12(1)		● 男子用便所 ● 女子用便所 ● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)	● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)		● 男子用便所 ● 女子用便所 ● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)
12(2)		● 男子用便所 ● 女子用便所 ● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)	● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)		● 男子用便所 ● 女子用便所 ● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)
12(3)		● 男子用便所 ● 女子用便所 ● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)	● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)		● 男子用便所 ● 女子用便所 ● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)
12(4)		● 男子用便所 ● 女子用便所 ● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)	● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)		● 男子用便所 ● 女子用便所 ● お手洗 ● ベビーシート ● ハンドシャワー付 ● 床: 塩ビシート(ノンスリップ)

図面番号 -3

